

# 第五部 社會思想家の運動

## 概 說

<p>第一編 社會主義的運動……………五七</p> <p>第一章 社會主義的團體の設立及解散……………五八</p> <p>第二章 社會主義的團體及個人の活動……………五八</p> <p>第一節 社會主義的團體の運動……………五八</p> <p>第二節 其他の社會主義的團體及個人の運動……………五三</p> <p>第三章 特殊事件……………五四</p> <p>第一節 日本共產黨事件……………五五</p> <p>第二節 其他の事件……………五五</p> <p>第四章 學生運動……………五六</p> <p>第五章 藝術家の運動……………五六</p> <p>第一節 全無産藝術團體協議會(ナツプ)……………五六</p> <p>第二節 勞農藝術家聯盟……………五九</p> <p>第六章 婦人運動……………五九</p> <p>第七章 水平運動……………五〇</p> <p>第八章 植民地に於ける運動……………五五</p>	<p>第一節 朝鮮……………五五</p> <p>第二節 臺灣……………五八</p> <p>第九章 社會主義的運動の取締及對策……………五一</p> <p>第二編 反社會主義運動……………五四</p> <p>第一章 青年團……………五四</p> <p>第二章 國粹團體……………五七</p>
--	--

## 概 説

本年度に於ける社會思想家の運動として注目すべきは左翼諸團體の活躍である。

日本共産黨は大正三、四年の兩度の大檢舉によつて再度黨組織を破壊され、地下深く追ひやられてその姿を消してゐたが、四・一六事件直後地下に三度目の甦生を遂げ、本年初頭總選挙を期して再び大衆の眼前に現はれた。二月以降の第三次の全国的檢舉によつて黨は三度その組織を破壊されるに至つたが、左翼の傳統を守る反帝同盟、モツプル、第二無新等の諸團體は弾壓の網を潜つては破壊後の戦列の整備につとめた。尙上記二團體は本年夫々國際的團體の一支部として再組織され國際本部の強固なる指導の下に闘争を展開するに至つた。

その運動に多分の合法性を残されてゐたプロレタリア藝術家の團體、殊に漸く整備充實された戦列を有するナツプ加盟の諸團體は、本年は創作、劇、映畫、音楽、繪畫等文藝の全文野に亘つて華々しい活躍をなす事が出来た。本年の第三次の檢舉が上記左翼團體殊にナツプ所屬の諸團體に迄も及ぶに至つたのは、之等外廓的諸團體の活動が一段の飛躍を遂げつつあることを物語るものであらう。この左翼運動は學生層に

も深く浸潤して行つた。世界恐慌の餘波は學生層に迄及び、極度に深刻化した不況は學生群の思想を益々尖鋭化せしめて居たが、共産青年同盟、反帝同盟等の學生層への進出は本年の學生左翼運動を更に白熱化せしめた。本年二月京都における各大學専門學校學生の共産主義運動はその顯著なる一例である。植民地に於ける解放運動はその多くがインテリ層が秘密結社に據つての潜行運動であるが、此種の左翼運動も昨年引續き依然執拗に瀰漫しつつある。

### 第一篇 社會主義的運動

社會主義的運動の主流は云ふ迄もなくマルキシズムである。この運動の前衛として指導的立場にあつた日本共産黨は、兩者の弾壓によつて再三壊滅を傳へられたが、三度甦生して尙その地位を固守しつつあつた。極度の非合法性を強要せられてゐる黨の運動はその全形態が地下の策動であるため、吾々はその活動の全般を知ることが出来ないが。

黨の別働隊と云はれる共産青年同盟、その他反帝同盟、モツプル等は、之等は何れも非合法若くは半非合法團體であり、従つて再三自らの組織を破壊され乍らも、工場農村に深く喰入つてその基礎の確立を計り、不斷の破壊に脅される赤色戦線の收拾につとむるところがあつた。



之等の左翼諸團體の潜行的活動こそ本年の社會主義的運動を全面的に代表するものと云ひ得るであらう。

## 第一章 社會主義的團體の

### 設立及び解散

無産政黨の成立以後既存の社會主義的團體のうち合法的運動を目指すものは漸次無産政黨に吸収せられ、之等の團體にして解散すべきものは既に今日迄に解散し盡されてゐる。従つて本年において新たに解散を記録すべきものはない。

新に結成された團體としては、赤色戦線の分野に、反帝國主義・民族獨立支持同盟日本支部、日本赤色救援會及び一時的闘争團體ではあるが議會解散・選挙闘争同盟等を擧げる事が出来るが、之等の團體に關しては次章に之を記述する。

## 第二章 社會主義的團體及

### 個人の運動

#### 第一節 社會主義的團體の運動

##### 一 日本共産黨

日本共産黨は三・一五、四・一六の兩度の大檢舉によつて組織を破壊せられ再三壊滅を傳へられたが、殘黨員は昨年五月

頃より破壊された黨組織の再建に奔命し、同年七月黨中央部の再組織なつてから次第に黨勢を擴張し三度甦生するに至つた所、本年二月以降の第三次の全國的大檢舉に遭遇してまたしても運動は挫折の已むなきに至つた。(日本共産黨に關しては本年鑑第五部第一篇第三章を参照され度し)

##### 二 日本共産青年同盟

日本共産黨の別働隊たる日本共産青年同盟は三・一五事件による組織破壊の後同三年五月頃關東地方委員會を再組織すると同時に一時中絶した機關紙『無産青年』を發刊して活動を續けて來たが四・一六事件のため多數の闘士を奪はれ再び組織を破壊された。同事件以後は同盟委員長であつた佐野博が四年六月再建された黨中央部に入つてその方面の活動に専念する事となつた。同年七月堅山利忠が同盟責任者となつて再組織並にその整備の運動を行つた。かくて本年に入るや選挙闘争同盟に代表者を送つてその一構成分子となつて闘争したのを初め、メーデー其他大衆動員の機會ある毎に諸種の指令を發すると同時に行動隊を編成しては活躍した。他方當局の監視を潜つて『無青』を發行して工場、農村並に學生層への浸潤を企て組織の確立とその擴大強化を圖りつゝ第三次大檢舉に及んだ。同盟の活動の大部分は地下の策動であるため茲にはその詳細を記述する事が出来ない。第三次大檢舉(自四



年十月至六年四月)により東京地方で起訴された同盟員は四十四名である(次章参照)

尙本年五月一日川崎市に於ける同盟行動隊の策動と稱せられてゐるメーデー流血事件は記事掲載を禁止されてゐたが十一月七日豫審終結と同時に解禁された。

同事件はメーデー當日共產青年同盟員と稱せられる日本化學労働組合白石支部員十九名よりなる行動隊が武装して總同盟神奈川聯合會其他十一團體二千五百名の集合せる川崎市稻毛神社境内に警戒線を突破して侵入せるため、警官隊との亂闘を生じ警官二名其他三名の負傷者を出すに至つたものである。指導者阿部作藏以下七名は現場にて、翌日十名、其後更に二名檢舉され、うち死亡、猶豫各一名を除き他の十八名は六、七月中に夫々起訴せられたが、十一月二十七日横濱地方裁判における豫審終結し、阿部は治安維持法違反及び殺人未遂にて、他の十七名は治維法違反および公務執行妨害として同地方裁判所の公判に附せられる事となつた。

### 三 解放運動犠牲者救援會

救援會は一九二八年四月各無産政黨並各労働組合等の無産團體各方面の代表者によつて組織され無産階級運動の一翼として既に二ヶ年の闘争を経験した。その間成立間もなく起つた三・一五事件の後會の主要努力が共產黨事件犠牲者の救援に向けられ、同事件に對する大衆的救援運動が展開されるやうになると官憲の彈壓は次第に強化した。と同時に會内の右

翼中間派指導者の退却が始まり、會は依然として一切の階級闘争犠牲者とその家族の救援を標榜し、超黨派的性質を持続しつゝあるに拘はらず純然たる左翼系團體と目されるに至つた。四・一六事件の頃は既にその傾向特に著しく、隨つて彈壓も亦強化し同事件のために救援會の組織は、一時的ではあつたが、破壊されるに至つた程であつた。かゝる絶えざる暴壓にも屈せず會は兩事件の犠牲者に對する差入より公判開始後は階級的政治犯人釋放闘争、治維法撤廢、公判戦の援助等會自身の敢果な闘争を續けた。本年も主として四・一六事件犠牲者の公判に對し、一月早々救援會本部辯護士團を組織し、公判の開廷される各地支部に辯護士を派遣し「暗黒裁判絶對反對」「階級的政治犯人の即時釋放」その他の標語を掲げて階級裁判と戦ひ、並びに法廷外の釋放運動の組織、傍聽席への動員々等のために活躍した。更に救援會は昨年末月刊機關紙『救援新聞』を創刊して工場農村に呼びかけて會の基礎確立と大衆化とを計つた。すなはち本年上半期に於いて救援會の運動は「(イ)日常闘争の犠牲者と家族の救援(ロ)救援運動を通じての階級的戦線統一の促進(ハ)工場農村を基礎とする救援會のより一層の大衆化、組織の確立、救援新聞配布網の擴大(ニ)國際戦線への進出」……の點において躍進をとげたと云はれてゐる。

かゝる闘争過程を経て昭和五年八月四、五日東京某所にお



いて開催された解放運動犠牲者救援會第二回全國大會において國際赤色救援會加盟の決議が可決され、茲に救援會は國際赤色救援會の日本支部、日本赤色救援會の旗を掲げ國際本部の強固な指導の下に闘争を展開することとなり、我國救援運動も完全に國際的連帯性の下に萬國の勞農犠牲者救援にまで擴大されるに至つた。

運動のこの擴大のために必要な新組織方針に依る執行機關の確立と工場班、農村班の確立とに關する新方針も同大會に於いて決定された。

上記の第二回全國大會は、その準備闘争中より彈壓をうけ、大會すら既に極度の非合法を強要されたものであるが、國際赤色救援會加盟と同時に會並に運動自體がまた半ば地平線下へと追ひやられた。同大會において決議された事項は左の如くである。

(一)一般運動方針(二)國際赤色救援會加盟の決議(三)工場班農村班確立の件(四)犠牲者及び其家族救援の件(五)日本共產黨事件公判闘争方針(六)辯護士に對する態度を表明す(七)醫療救援方針(八)財政方針(九)救援新聞に關する件(十)階級司法並に白色テロル抗爭の決議(十一)天災、火災其他による労働者農民の罹災者救援に對する方針(十二)解黨派に對する方針(十三)大會宣言(十四)規約

#### 四 反帝國主義民族獨立支持同盟

日本支部(略稱「日本反帝同盟」)

昭和四年七月反帝同盟を解體して國際的反戰鬥争組織の一機關として再組織せんがため勞農同盟および左翼諸團體並に同系統の個人の参加によつて反帝同盟日本支部準備會が組織されたが、同年十一月七日ロシア革命記念日を期し全協、勞農同盟、戰反同盟、ナツプ、モツプル等の主唱協議をもつて反帝國主義民族獨立支持同盟日本支部が結成された。全協、勞農同盟、戰反同盟が全國執行部を構成し、戰反同盟員が反帝全國書記局を擔當し、戰反同盟は反帝同盟に解消した。

反帝同盟の機關は、(一)日本支部大會(二)評議委員會(三)執行委員會(四)書記局(五)地方委員會であつて、同盟員たり得るものは、同盟の目的を承認し且つ同盟の決議に従つて此の目的遂行のための行動に参加する團體及び個人である。結成當時の加盟團體は、全協(並に加盟團體)産勞、全農、自由法曹團、無新、無青、ナツプ、モツプル、朝鮮新幹會有志團、朝鮮プロレタリア藝術團、臺灣文化協會、臺灣農民組合等である。

同盟の目的は左の通りである。

「日本反帝同盟」は國際「反帝國主義・民族獨立支持同盟」の日本支部として日本帝國主義に反對し、朝鮮、支那其の他の被壓迫全民族の政治的及び社會的解放闘争を支持する全個人及び組織を各自の特有な目的には關係なく團結せしむるを目的とす。

「日本反帝同盟」の目的は特殊的には(省略)

結成直後(十二月)の全國書記局への彈壓および本年二月の第三次大檢舉によつて全國執行委員會、書記局及び東京地方



委員會は殆んど破壊せられ加盟團體との連絡は杜絶するに至つたが、個人的一般同盟員に働きかける事によつて陸軍記念日の闘争(三月十日)三・一五、四・一六記念闘争、帝都復興祭の闘争(四月)、臨時議會解散運動(四月)第十一回メーデー闘争、軍國主義反對デー(五月二十七日)第二回國際反戦デー・カンパニア(八月一日)……等々の運動を敢行した。

同盟はかくの如く赤色戦線の一分野を擔當して本年上半期中地下に躍動を續けたが、六月末同盟の指導機關と組織に關し同盟内に紛争を生じ、同盟の主要なる活動力の大部分をその克服の闘争に向けるの已むなきに至つた。

團體加盟を拒否し個人加入の一般同盟員のみをもつて同盟を構成すべき事を主張せる同盟内の極左一派は新組織中央部と稱する「中央常任委員會」の名をもつて新組織方針書を發表した。しかしこの方針書は東京地方委員會(六月)並に第二回評議委員會(八月)によつて否決された。かくて同盟は上記の一派を清算し同盟の構成並に指導部の再組織問題に一應の解決を與へると同時に全國執行部、地方地區委員會の確立強化並に同盟の大衆化の實踐のための闘を進めた。尙同盟は十一月一日反帝闘争を全面的、組織的に遂行するため機關紙『反帝新聞』を創刊、十一月七日にはロシア革命記念日及日本支部創立一週年記念カンパをもつた。

## 五 黑色青年聯盟

無政府主義者の團體中純正アナキズムを奉ずる人々の唯一の組織的團體である、黑色青年聯盟の運動は兩三年來不振の状態を續けてゐる。昨年半歳に亘る休刊を餘儀なくされた聯盟機關紙『黑色青年』は四年十二月の再刊後間もなく只一號を出した(二月)のみで本年もまた休刊を續け、聯盟はたゞ『黒聯パンフレット』一卷を發刊したに止まる。かくて黒聯は本年も不振の一年を送り、本年中の活動としては、黒潜社事件以後解體四散せる中部(愛知)黑色青年聯盟の殘存者が七月來「彈道社聯盟」の名で更生を劃策しつゝあつたが、十二月に到り中部黑色青年聯盟が再組織せられたのと、全關西、中國地方黒聯の事實上の再建と目されてゐる黑色青年自由聯合(大阪)が本年五月「アナルキヤスト青年聯盟」と改稱して、機關紙『自由聯合主義』(三月創刊)によつて活動を續けつゝある事のみを記録すべきであらう。

同系統の黑色戦線社は昨年末二派に分裂し、文藝運動を排して單的に無政府主義思想運動に向ふべき事を主張せる一派が本年一月從來の機關紙『黑色戦線』を解體し、同社に據つて無政府主義戦闘誌『黒旗』を創刊して論陣を張り、アナキスト・コムミュニズム思想の現在社會への擴充のために闘を開始した。尙八月十二日黑色戦線社は家宅搜索をうけ「パンの略取」その他の出版物を押收された上社同人は早稻田署に檢束された。



## 第二節 その他の社會主義的團體及個人の運動

第一節に記述せる諸團體以外の社會主義的團體及び個人の運動としてあぐべき諸事件の数は、日本共産黨事件以來暴壓をもつてその再建運動を阻止せんとする當局の方針に遵ふ各地官憲により摘發された所謂何々共産黨事件、秘密結社事件、何々陰謀事件、軍隊赤化、兒童赤化、不穩文書撒布等々と特に著しく増加してゐるが、その大部分は研究会、讀書會程度のもので、その中重なるものは、

▲川越共産黨事件(四年十二月二名檢擧、本年一月六名起訴)▲吳工廠内の秘密結社(讀書會)事件(四月約十名檢擧、眞鍋喜一他四名起訴、眞鍋は一審判決懲役二年、控訴判決同上一年)▲樺太共産黨事件(六月三十九名檢擧、十三名起訴。次章参照)▲松山聯隊赤化事件(六月十餘名檢擧、數名起訴)▲香川共産黨事件(七月頼則泰他四名起訴、十月十一日一審判決頼則泰、大内謙吉(以上懲役二年)西算雄、山口春夫(以上懲役二年、四年間執行猶豫)▲參謀本部「戦旗讀書會」事件(六月、陸地測量部技手青木勇治他軍屬雇員等七名檢擧青木は陸軍刑法違反、制令違反、七名は制令違反として軍法會議に附せられた)▲鹿兒島秘密結社讀書會事件(七月、三十名檢擧、日高秀夫他四名起訴)▲第十六回國際無産青年デー大デモ(九月七日、六日早曉より七日にかけ東京及大阪に於て全協青年部員各三十餘名檢擧)▲海上共産黨事件(十一月、日本海員組合刷新會大阪支部の

海上共産黨組織計畫容疑者として九日阪神兩地で十數名檢擧、詳細不明)▲徳島讀書會事件(十二月、棧敷近信他十名檢擧、十名送局)等であるが今之を全て記述する事は紙面の都合上到底不可能であるから、茲には第一節の記述に漏るゝ左記數個の社會主義的團體の運動のみを摘記するに止める。

▲議會解散・選舉闘争同盟——本年二月の總選舉を期し全協、全農、共産青年同盟、反帝同盟、モツブル、ナツプ等の左翼諸團體及び組合同盟、海員組合、總同盟の各刷新會有志は全協の提唱により頭書の同盟を組織し、三主要闘争題目(帝國主義戦争絶対反対、資本家的産業合理化反対、白色テロ反対)を掲げ、積極的に總選舉戦に参加し最高目標「資本家地主の政府××、労働者農民の××××、議會の××」の宣傳に努力を集中して闘つた。この一時的共同戦線の組織たる闘争同盟の機關は本部常任委員會(組織、宣傳、出版、印刷、財政の四専門部を置く)及全國委員會であつて、一月十日全國委員會を確立、十二日活動方針を決定し、ニュースを發行すると共に上記の活動方針に基き檄文を東京地方委員會と協力して市内外の大小各工場に配布した。尙各地方に於ても地方機關の確立と闘争が行はれた。闘争同盟が陣頭に立てた候補者は獄中の共産黨事件被告佐野學、唐澤清八、山本縣藏(東京)を初め、田井象、前川正一(大阪)上田音一(三重第二區)の諸氏——うち合法的手續きを踏みて立候補したのは上田氏のみ——であつた。尙同盟は學校班を設け學生層にも運動を展開したが就中東大、早大、東京女子大學に於ては校内に有力なる闘争同盟が組織せられ、校内部で活潑な運動を行つた。

▲第二無産者新聞——昨年八月發行を禁止された「無産者新聞」の後



を受けて地下に更生せる『第二無新』は昨秋再び弾壓に遭つて全く發行不能の状態に陥つて居たが本年一月嚴重なる當局の監視を潜つて再刊された。第二無新は前記選舉闘争同盟全國委員會に代表者を送りその一構成分子となり、同時に大膽に左翼の政策を掲げて労働者農民に呼びかけて闘争同盟への積極的參加を説いた。二月事件をはじめ數度の弾壓にも拘はらず本年中少くも約三十號を發行して破壊された赤色戦線の收拾と同志激勵とに力を注いだ。

▲産業労働調査所——産業労働調査所は昭和三年の三・一五事件の際、主なる所員が該事件に連座して檢舉されるに至つて事業は一頓挫を來した。その後陣容建て直しに力めた結果、昭和四年五月に再建の業なり舊の如く強力なものではなかつたが、兎も角同年六月には機關紙『産業労働時報』及『インタナショナル』の更生第一號を出すに至つた。

昭和五年に至つては更に内容の充實と事業の飛躍的發展を遂げた。即ち同年三月には京都支所の再建があり、翌四月には大阪支所の更生ができた。無産階級の諸運動が逐年擴大されるに伴つて、産勞の活動分野も従来より廣められた。例へば、調査所の内部組織が政經部、労働部、農民部、國際部等々に分化したやうに、加之、労働部の調査も労働組合が産別に整理されるに従つて産別の調査が行はれる等可なり綿密なものになつて來た。本年度の活動としては、前記月刊兩機關紙の内容を整備すると共に別に單行本の刊行が爲され、又プロレタリア美術同盟との共同主催で社會運動に關するプロレタリア統計展覽會を四月東京に於いて開催した。

▲プロレタリア科學研究所——左翼インテリゲンチヤの結合と左翼

の立場よりする科學的研究を主要任務として昨年十月に組織されたプロレタリア科學研究所は機關紙『プロレタリア科學研究』に據つて研究並にその大衆化のための闘争をもち來つた。同研究所の機關は中央委員會(長・秋田雨雀)編輯委員會(長・三木清)書記局(長・小川信一)——以上五年五月現在——であつて、本年中に於ける同研究所の活動として列挙すべきは、前記機關誌發行の他、各種研究會(世界情勢、支那問題、法律學、協同組合、農業問題、日本資本主義、唯物辨證法、教育問題、エスベラント其他の内部並に公開研究會——後者は十月廢止——)の開催、外國語大學(夏期七月十一日より一ヶ月於東京大成中學、第二期十月於東京)並に初等エスベラント講習會(三月十日より三週間、於東京二葉保育園)の開催および單行本、パンフレットの發行等であらう。尙同研究所は五月十一日お茶の水文化學院に於て第二回總會を開いたが、開會前議案プリントを官憲に沒收され、開會の許可下らず午後一時に至つて漸く議案沒收の儘開會された。當日の議事は次の通りである。

(一)開會の辭(二)議長副議長選舉(三)研究所の活動報告(四)各研究會方針確立の件(五)研究所方針確立の件(六)編輯方針確立の件(七)研究所再組織の件(八)委員改選の件(九)閉會の辭

▲社會思想社——新人會出身者並にその他の優秀なる學徒によつて組織され、従來研究、教育、運動の各方面に亘つて有能なる指導者を輩出せしめた社會思想社は本年一月四日東京學士會館に於いて全同人出席の上年次大會を開催した。

尙同社機關紙『社會思想』は本年一月號を終刊號として一と先休刊する事となつた。同社が昭和三年五月以來編纂しつゝあつた『社會



科學大辭典』は本年五月完成上梓された。

## 第三章 特殊事件

### 第一節 日本共産黨事件

日本共産黨は三・一五、四・一六兩度の全國的大檢擧によつて黨幹部、中堅分子並に黨員の大部分を引抜かれ、ためにその組織は殆んど破壊され、黨は全く壊滅せるかの觀を呈してゐた。しかるに本年二月末より引續き行はれた第三次の全國的大檢擧によつて、殘黨員が昨年五月頃より黨の再建を劃策し、同年七月完全に再組織せられ地下に活動しつゝあつたことが明にされた。全國二道三六府縣に及んだこの第三次の大檢擧によつて檢擧されたもの約千五百名で、内四百六十一名が治維法違反として起訴せられた。

日本共産黨事件(三・一五、四・一六兩事件)については昭和四年度版並に五年度版本年鑑に事件の内容と裁判の狀況とを記述した。今兩事件の裁判のその後の經過と第三次大檢擧の概況を左に摘録すれば――

#### 第一 三・一五事件

【東京】東京地方に於ける同事件被告中黨幹部を除く百十八名(四名免訴)の豫審は昭和四年十一月五日に終結したが、之と分離して同じく東京地方裁判所において審理中であつた黨

最高幹部左記四十名の豫審は本年四月二十八日に漸く終結決定を告げた。

徳田球一▲佐野學▲荒畑勝三▲佐野文雄▲野坂參貳▲北浦千太郎  
▲杉浦啓一▲志賀義雄▲福本和夫▲門屋博▲松尾直義▲河田賢治▲  
南喜一▲村尾薩男▲淺野晃▲中尾勝男▲平井直▲入江正二▲唐澤清  
八▲片山峰登▲齋藤久雄▲大島英夫▲中野尙夫▲湊七良▲菊田善五  
郎▲水野成夫▲喜入虎太郎▲岸本茂雄▲中村義明▲是枝恭二▲内垣  
安造▲今野健夫▲西雅雄▲水野秀夫▲小西茂國▲渡邊政之輔(死亡)  
▲日下部千代一(死亡)▲三田村四郎▲鍋山貞親▲市川正一(年齢、  
學歷、所屬は前年度版参照)

右のうち死亡せる渡邊政之輔、日下部千代一兩氏に對しては公訴權は消滅棄却となり他は何れも有罪(佐野は新、他は舊治安維持法違反)と決定し、東京地方裁判所の公判に附せられることゝなつた。

尙同事件被告は四・一六事件の豫審終結を俟つて兩事件を統一審理すべきことを主張し、布施辯護士を通じて統一審理並に裁判公開を要求したが、當局は東京控訴院に於ける四・一六事件(關東五地方)の統一審理の失敗に鑑み、適用法律の相違と法廷の狹隘とを理由として之を拒否した。かくて東京地方に於ける三・一五事件にかゝる公判は來春頃四・一六事件とは分離して宮城裁判長係りにて行はれることゝなつた。

東京を除き各地方の三・一五事件にかゝる裁判は何れも控



訴公判並に判決言渡を了り、上告審(札幌、函館、旭川の各地の分は昨年中に上告棄却の判決言渡があつた)のみ本年に持越されてゐたが、夫々大審院に於いて審理の結果名古屋地方の分を除き何れも上告棄却となり前審判決が確定するに至つた。之を以て東京以外の各地の三・一五事件被告の刑は全部確定したわけである。

各地方の上告人氏名、上告公判期日並に判決は左の通りである。(括弧内刑期は前審刑)

【長野】上條寛雄(懲役四年)山崎稔(懲役二年六月)二月九日上告棄却

【名古屋】一審の懲役刑が二審で禁錮一年六ヶ月に急轉し検事上告となつた名古屋地方の長谷川民之助他二名の上告審は烏田裁判長係り審理の結果二月二十一日原判決を破棄し左の如く夫々懲役に處する旨判決があつた。

懲役三年 長谷川民之助▲同二年六ヶ月 竹田角次郎▲同上 高井安太郎(以上未決拘留二百日通算)

【新潟】藤田福二(懲役三年)瀧澤要平(同三年)佐藤治(同二年六月)岡田爲二郎(同五年)稻村隆一(同一年、四年間執行猶豫)五月二日上告棄却

尙逃走のため分離された同地方の被告西山武一に係る公判は新潟地方裁判所にて八月十八日及び十一月二十四日の兩日開廷された。

【大阪】春日庄次郎(懲役十年)村山藤四郎(同九年)木村京太郎(同五年)五月二十七日上告棄却

尙同事件に關し大阪、京都兩地で起訴され兩地裁判所で別々に判決を受けて控訴した熊谷孝雄に對し、大阪控訴院は連續犯と看做して併合審理をなし懲役六年の判決を下したが、上告審に於て大審院は之を違法とし控訴を棄却した。

【京都】常見庸夫(懲役四年)五月二十七日上告棄却

【神戸】近江長五郎(懲役四年)五月二十七日上告棄却

【福岡】愛甲勝矢(懲役四年)十一月五日上告棄却

## 第二 四・一六事件

四・一六事件と呼ばれる日本共産黨再建運動に加擔して昭和四年四月十六日の一齊檢舉によつて檢舉起訴せられた二百九十五名にかゝる治安維持法違反事件は、東京其他數地方の分を除き他は昨年中に豫審の終結決定を見たが、昨年中に公判を開始されたものは札幌、岡山、鹿児島、函館、長野のみで他地方の公判は皆本年に持越されてゐた。今本事件の裁判の經過を所屬裁判所別に見れば次の如くである。

【札幌】控訴公判 昨年十一月判決言渡を了つた札幌地方の事件被告森玄良他九名の控訴公判は昭和五年二月廿五日より札幌控訴院に於て傍聽禁止裡に開廷、三月八日左の如き判決言渡があつた。

懲役七年 森玄良▲同五年 深谷作三郎▲同四年 烏田清作▲同三年 松本和三▲同二年 河内午之助▲同上 風間六三▲同上 菊地直方▲同上 松澤德彌▲同上 桂良吉▲同上(執行猶豫)曾根原博利

上告 上記森玄良に係る上告は五月三十日棄却の判決言渡があり



前審刑が確定した。

【函館】控訴公判 函館地方の事件被告前田昇治外三名の公判は昨年十二月四日同地方裁判所にて開廷され同月二十一日判決言渡があつたが、その控訴公判は一月二十四日札幌控訴院に於て開廷即日結審、同月三十一日左の如く判決言渡があつた。(括弧内刑期は前審判決)

懲役五年 前田昇治(懲役五年)▲同四年六月 佐藤七郎治、曾根銀治(各四年六月)▲同二年(四年間執行猶豫) 和田嘉雄(二年六月)以上何れも未決拘留日通算

上告 右の前田、佐藤兩人の上告に對し四月二十五日棄却の判決言渡があつた。

【長野】第一審 長野地方の事件被告鷺美京一外十三名にかゝる公判は昭和四年十二月十六日より長野地方裁判所にて開廷されたが、本年一月三十日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 鷺美京一▲同三年 市瀬次郎▲同上 村澤平夫▲同上 宮島弘▲同上 北原龜一▲同二年 今井敏造▲同上 小澤勝▲同一年 小林勝太郎(以上未決拘留百五十日通算)▲懲役二年(三年間執行猶豫) 熊谷精一▲同上 坂井正人▲同上 宮澤昌一▲同上 伊藤收一▲同一年六月(三年間執行猶豫) 山谷孝一▲同上 藤岡周一

控訴公判 右のうち鷺美外十一名の控訴公判は六月五日より東京控訴院梶田裁判長係り開廷せられ、八月三十一日判決言渡があつた。(病氣の爲分離せられた小林の公判は七月十二日)

鷺美、村澤、宮島、市瀬、伊藤、坂井、宮澤、小林の八名は前審通り、北原は懲役二年(五年間執行猶豫)となり、今井は刑は前審

通りであるが五年の執行猶豫となつた。以上何れも上訴權を抛棄し、鷺美外四名は九月末下獄した。

【新潟】新潟地方事件の公判は一月十五日より新潟地方裁判所にて開廷、二月八日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 山添直(未決拘留百八日通算)▲同二年(四年間執行猶豫) 淺沼喜實

控訴公判 右の山添直にかゝる控訴公判は五月十六日東京控訴院において赤羽裁判長係り開廷せられた。

【福井】福井縣下の事件被告木下利男に係る公判は一月二十二日福井地方裁判所にて開廷、二十九日懲役四年(未決拘留百五十日通算)の刑を言渡された。

控訴公判 同人に對する控訴公判は六月二十三日名古屋控訴院にて開廷、審理の結果三十日前審通りの判決言渡があつた。尙同人の上告は十一月棄却となり、同月六日下獄した。

【熊本】熊本地方における四・一六事件の公判は一月二十三日熊本地方裁判所にて開始(傍聽禁止)、二月四日左の如く判決言渡があつた。

懲役二年六月 中島辰夫▲同上 松原三夫▲同二年(三年間執行猶豫) 木俣豊次

控訴公判 右の中島、松原は直ちに控訴したが、三月七日長崎控訴院に於て何れも懲役二年(杉原は三年間執行猶豫)の判決言渡があつた。

【宮城】仙臺地方に於ける事件被告多田基一外二名に係る公判は第一日一月二十三日、第二日同月三十一日仙臺地方裁判所においてと



もに傍聴を禁止して開廷、二月十六日左の通り判決言渡があつた。  
懲役五年六月 多田基一 ▲同三年 小川登一 ▲同上 野副重勝(以上三名とも未決拘留百五十日通算)

控訴公判 右三名の控訴公判は四月十八日宮城控訴院において傍聴を禁止して開廷されたが多田の病氣のため審理を延期し、七月十九日再開、同日結審、八月十五日判決言渡があつた。

多田、小川は原審通り、野副は懲役二年(五年間執行猶豫) 上告 多田基一、小川登一兩名に係る上告は十一月二十五日棄却の判決言渡があつた。

【青森】青森地方の事件被告堀江彦藏外九名の公判は三月三十一日より三日に亘つて青森地方裁判所にて開廷され、四月十二日左の如く判決言渡があつた。

懲役七年 堀江彦藏 ▲同六年 大澤喜代一 ▲同五年 松岡辰男 ▲同三年 秋村鶴一、内山勇、山田儀三郎、藤島良輔、山中勝衛(以上何れも未決拘留百八十日通算) ▲同二年 齋藤繁雄(同九十日通算) ▲同二年(五年間執行猶豫) 油川憲司

控訴公判 右被告中の堀江外四名(内山、松岡、山中は分離)の控訴公判は七月九日、二十二日の兩日宮城控訴院にて開廷、八月六日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 堀江彦藏 ▲同五年 大澤喜代一 ▲同三年 山田儀三郎 ▲同二年 藤島良輔 ▲同上 齋藤繁雄

分離された内山外二名の控訴公判は九月十日宮城控訴院にて開廷されたが、何れも原審通りの判決を言渡された。

上告 右の八名は全部上告したが、十二月二十二日上告棄却の判

決があり何れも前審判決が確定した。

【茨城】茨城地方事件の浅野勝一他七名の公判は、一月二十七日より水戸地方裁判所にて開廷、傍聴を禁止して三日に亘つて續行されたが、二月十九日左の如き判決言渡があつた。

懲役六年 山代吉宗 ▲同三年 小澤雄次郎 ▲同二年六月 小幡正雄 ▲同二年 田中うた子(以上未決拘留百五十日通算) ▲同二年(執行猶豫三年) 海野勝一 ▲同一年(同上) 下田正男 ▲無罪 松島清美 ▲同上 井垣次光

同月二十六日検事は浅野を除く七名に對し控訴の手續をとつた。控訴公判 右の七名の控訴公判は六月二十三日東京控訴院に於て開廷の筈であつたが、同日開廷に先立ち被告山代は新潟、長野、前橋、千葉、横濱等東京控訴院管内の事件の併合審理を要求して出廷を拒否した。裁判長は協議の結果六月二十三日遂に統一審理を許可し、神奈川、千葉、前橋、静岡、茨城の關東五地方の被告三十六名(中二名は病氣のため分離)は十月八日より連續して東京控訴院日下部裁判長係りで審理されることになつた。かくして十月八日より東京控訴院に於いて統一審理が開始せられたが、法廷混亂に陥つて審理不可能となつたため、再び分離して各地方裁判所別に審理せられることとなつた、前記五地方の控訴公判の状況は便宜上一括して千葉地方事件公判のあとに記載する。

【群馬】群馬縣下の事件被告朝倉健太郎外七名の公判は二月五日、續行公判は同月二十七日、何れも傍聴を禁止して開廷、三月十日左の如く判決言渡があつた。

懲役六年 朝倉健太郎 ▲同四年六月 加藤春雄 ▲同三年六月 岩



崎龜一郎▲同上 關口金藏▲同三年 羽鳥辰之助▲同上 秋山覺太郎▲同二年六月 清塚嘉信▲同二年(四年間執行猶豫)梅澤彌七(關口は未決拘留二百四十日、清塚は二百十日、他は何れも二百五十日通算)

控訴公判 「關東五地方控訴公判」の項参照

【神奈川】神奈川地方事件被告藏前光家外十七名の公判は三月三日横濱地方裁判所にて開廷、同月十四日迄八回に亘り終始公開の儘公判は續行せられた。未決言渡は同月三十一日、刑期は左の如し。

懲役八年 藏前光家(未決拘留百五十日通算)▲同六年 工藤勝行▲同上 多田利一▲懲役四年 碓氷雄三(同上百五十日通算)▲同二年六月 丹慶與四郎(同上八十日通算)▲同上 大井菊勝▲同三年 竹田哲郎▲同上 目黒龜次郎▲同上 内野竹千代▲同上 伊藤幸一郎▲同二年 林進▲同上 井手元甚一、山口傳次郎、山口圭次郎▲同一年六月 中山幸▲同二年(五年間執行猶豫) 小寺實芳、小原公助、嬉野滿洲雄

尙執行猶豫の三名を除く十五名は控訴した。

控訴公判 「關東五地方控訴公判」の項参照

【静岡】静岡地方に於ける増田可一郎外十名にかゝる事件の公判は三月二十五日より四日間静岡地方裁判所にて開廷(一般傍聽禁止)、四月二十三日左の如く未決を言渡された。

懲役六年 増田可一郎▲同三年六月 松田辰男、佐野一、松下傳七▲同三年 山崎光雄、堀田利作▲同二年六月 鈴木善一(以上各未決拘留二百五十日通算)▲同二年(四年間執行猶豫) 畑藤十、遠藤金作、杉浦時次▲無罪 鈴木理作

右のうち増田、松下、山崎、佐野の四名は控訴した。

控訴公判 「關東五地方控訴公判」の項参照

【千葉】千葉地方に於ける事件豫審は一月十日漸く終結決定を告げ石井大作、佐藤準の兩名は豫免訴となつたが、他の八名は有罪と決定、公判に附せられることゝなつた。

豫審終結の結果有罪と決定した實川清三外五名(關口、吉岡は病氣のため分離)にかゝる事件の公判は五月六日より五日間千葉地方裁判所にて開廷(傍聽許可)、五月二十七日實川外五名に對し左の如く未決言渡があつた。

懲役八年 實川清三▲同七年、大森慎一郎、中西柁光(以上何れも未決拘留期間百二十日通算)▲懲役二年(五年間執行猶豫) 細谷廣吉、石橋廣吉▲無罪 堀内晃 實川、大森、中西および細谷は控訴した。

【關東五地方(水戸・前橋・神奈川・静岡・千葉)控訴公判】

右五地方に於ける事件の控訴公判は茨城地方事件被告山代宗吉の要求が貫徹して、統一審理と決定し十月八日より二十四日迄連續して東京控訴院日下部裁判長係りで開廷されることになつた。

かくて裁判史上に前例を開いたといはれる東京控訴院管内五地方の事件の控訴統一審理は十月九日東京控訴院日下部裁判長係棚橋檢事立會で開廷された。被告總數三十四名(うち横濱關係の伊藤、中山は他の事件にて拘束中につき缺席)列席辯護士布施、細迫、松谷、三輪氏等二十名であつた。

當日被告は出廷するや法廷において被告會議を開き騒然たる状態の裡に開廷せられた。しかし被告は拘束のため缺席せる前記伊藤、中山兩名の出廷を要求して裁判長の氏名點呼に應ぜず、後傍聽を禁



止されるや被告、傍聴人相呼應して裁判長の横暴を糾弾し、法廷は遂に混亂に陥り審理不可能となつて閉廷、翌九日午後不公開の儘再開せられたが、裁判長は統一審理を續ける時は審理は全く不可能となる事を豫想して統一審理を取消し再び分離することに決定せる旨を宣言した。之に憤激せる被告、辯護人は裁判長を忌避の申請をなすに至つた。かくて公判は分離に逆轉し、十月十六日前橋地方事件より凡て不公開のまま、開廷せられることとなつた。

前橋地方の朝倉國太郎外四名の控訴公判は十月十六日不公開のまま開廷、辯護人は公判の公開と統一審理とを要求したが却下されたので、更に裁判長、陪席判事に對し忌避の申立をなし、被告も之に應じてまた大混亂となつたが漸く審理を進め十八、二十の兩日續行開廷せられた。静岡地方増田可一郎外三名の控訴公判は同月二七、二九、十一月四、五日の四日間に亘つて不公開のまま、開廷、引續き千葉、茨城(十一月二十八日より十二月三日迄)横濱(十二月八日より十九日迄)と開廷(何れも不公開)され、十二月十九日横濱地方の分十五名に對する辯論終結を以つて東京控訴院管内關東五地方の事件にかゝる控訴審は結審したが、判決言渡は來年一月の豫定。

【愛媛】愛媛縣下における事件被告林田哲夫他二名にかゝる公判は本年一月松山地方裁判所にて開かれたが、審理の結果二月七日左の如く判決を言渡された。

無罪 林田哲夫、小川重明 ▲懲役二年(四年間執行猶豫) 矢野一

【佐賀】佐賀縣下の村岡貞秋にかゝる事件公判は二月二十七日佐賀地方裁判所にて傍聴を禁止して開廷、三月十一日懲役三年(米澤拘

留二百日通算)に處する旨の判決言渡があつた。  
控訴判決 同人に對する控訴審は五月三十日懲役二年(四年間執行猶豫)の判決言渡があつた。

【宮崎】宮崎地方の事件被告井上勇夫の事件公判は二月二十八日、三月一日の兩日宮崎地方裁判所にて非公開裡に開廷されたが、三月十四日證據不十分を理由として無罪の判決を言渡された。

【秋田】秋田山形兩地方の事件被告安原謙市外九名にかゝる公判は三月四日より二十四日まで五日間に亘つて秋田地方裁判所にて開廷(傍聴禁止)されたが、同月三十一日左の如く判決言渡があつた。

懲役六年 安原憲市 ▲同五年 白水實 ▲同三年 關憲藏、今付秀夫、大月喜市、石口秀一(以上何れも未決拘留百八十日通算) ▲懲役二年(執行猶豫五年) 鶴ヶ谷勝次、田中義助 ▲無罪 秋山直吉、三浦雷太郎

控訴公判 兩地方事件被告安原外七名の控訴公判は六月三十日宮城控訴院で矢部裁判長係りにて開始、七月十四日再開續行されたが、被告は同一事件統一審理を要求して退廷し、出廷を肯じなかつたので、裁判長は被告缺席のまま、審理をすゝめ、同月三十日左の如く判決を言渡した。

懲役六年 安原憲一 ▲同五年 白水實 ▲同三年 石黒周一、大槻喜一、關賢藏、今村英雄(以上何れも未決拘留二百七十日通算) ▲同三年 秋山直吉 ▲同二年 三浦雷太郎(以上未決拘留百三十日通算)

上告 安原外七名は八月九日上告手續をとつた。

【大阪】大阪地方事件被告谷健造外十五名の公判は三月十日大阪地



方裁判所で柴田裁判長係り金子検事立會、小岩井、佐々木兩辯護士列席の下に開廷された。開廷後間もなく傍聴が禁止されるや、被告は裁判長を忌避し革命歌を高唱しつゝ、退廷した。かくて公判は延期となつたが右の忌避は却下されて四月四日再び開廷（傍聴禁止）され、審理の結果四月三十日左の如き判決言渡があつた。

懲役七年 谷健造、松本廣治▲同六年 仁科雄一、長壁民之助▲同四年 影山金光、鹽谷竹男、佐野英造▲同三年 柳川敬二、中町彦藏、村山兼吉、岡部忠平▲懲役三年 山邊健太郎▲同上（五年間執行猶豫）山口恒男▲同二年（五年間執行猶豫）〇〇〇〇（未成年者）▲無罪 宇田義成

長壁重雄は病氣分離となつた。（十一月十日大阪地方裁判所にて公判開廷）

控訴公判 右のうち宇田他一名を除く十三名の控訴公判は十二月九日大阪控訴院において久保田裁判長係り長谷川検事立會、布施、小岩井氏等數辯護士列席の下に開廷、嚴重を極めた警戒のため一般傍聴者は僅々九名に過ぎなかつた。第一日は開廷間もなく傍聴禁止となつた。以後引續き非公判裡に、被告を三名宛分割して審理をすゝめた、が本年中には未だ判決を言渡すに至らなかつた。

【福岡】福岡地方における前田啓太外十四名にかゝる事件公判は三月十七日より二十日迄四日に亘り福岡地方裁判所にて開廷（公開）、四月十日左の如く判決言渡があつた。

懲役五年 前田啓太、辻公雄、中島芳喜▲同四年 村岡健太郎▲同三年六月 村岡不二雄（以上未決拘留二百三十日通算）▲同二年六月 山口肇、吉田法晴、西田はる、村田賢吉（山口は未決拘留二百五十

日、吉田は同二百日、村田は同二百三十日何れも通算）▲同二年（四年間執行猶豫）阿部五郎（未決拘留百八十日通算）▲同二年（三年間執行猶豫）河野静子▲同一年六月（三年間執行猶豫）朝田登美▲懲役一年（四年間執行猶豫）舛添勇、茨金次郎、惣門小太郎  
右のうち前田、吉田、中島、辻、西田は控訴、他は服罪した。

尙福岡地方に於いて同事件のため檢舉起訴せられたが豫審免訴となつた草野三喜雄に對し検事抗告の結果八月長崎控訴院で豫審免訴決定を取消福岡地方裁判所の公判に附すとの決定があつた。

【神戸】兵庫縣下における事件被告佐野楠弘外十二名の公判は十月二日、四日、七日、八日の四日間神戸地方裁判所にて傍聴禁止裡に開廷されたが審理の結果同月三十日左の如く判決言渡があつた。

懲役八年 佐野楠弘▲同七年 横山宗三▲同五年 鳥越巖、平山貞二▲同四年 山口弘行、山内秀一▲同三年 植田多平、松本史雄▲同二年六月 坂本孝次、澤木善治、中濃正史（以上のうち松本は未決拘留三百日、他は同三百三十日通算）▲同二年（五年間執行猶豫）前田四郎▲同上（四年間執行猶豫）東はつ  
右のうち東、前田、山口、中濃を除き他の九名は何れも控訴した。

控訴公判は年内には未だ開始の運びに至らなかつた。

【廣島】廣島地方の事件被告末元玄聰外七名の公判は六月二日廣島地方裁判所にて開廷（傍聴禁止）、六月二十日左の如き判決言渡があつた。

懲役三年 末元玄聰、玖島三一▲同二年半 横野卯一▲同二年 林成城（以上未決拘留八十日通算）▲同一年（四年間執行猶豫）平野一、増本政雄、淺田輝美、松本京一



**控訴公判** 右のうち末元、玖島、横野、林にかゝる控訴公判は広島控訴院にて審理の結果、十月二十二日林は懲役二年（四年間執行猶豫）、他の三名は前審通りの判決を言渡された。

【京都】京都地方において検舉起訴せられた泉隆、大門英太郎、氏家正人の三名は京都地方裁判所淺沼豫審判事係りで審理せられたが九月二日豫審終結有罪と決定し、公判に附せられることとなつた。

右三名の事件にかゝる公判は十二月八日京都地方裁判所において堀裁判長、松井検事係り布施、小岩井、色川三辯護士列席の下に開延され、傍聴は開延間もなく禁止された。年内には單に第一回公判を開延し得たのみで判決言渡は來年に持越される事となつた。

【軍隊内】四・一六事件被告中唯一の現役軍人として第八師團軍法會議に附せられた弘前輜重兵大隊輜重輪卒木村久之助の公判は二月二十四日開延、審議の結果二十五日懲役三年（未決拘留百八十日通算）の判決を言渡された。

### 第三 日本共産黨第三次大檢舉

四・一六事件による再度の黨組織破壊の後をうけて昭和四年五月末田中清玄、前納善五郎、佐藤秀一が共産黨臨時東京地方委員會を組織して黨再建を計る事となり、右三名は同年六月末佐野博と共に黨中央部を再組織、七月上旬埼玉縣葛蒲で第一回ビューロー會議を開き黨は完全に再建された。

同會議によつて決定された黨の組織は左の如し

(一)黨中央委員會(長・田中清玄委員四名)(二)中央委員候補者(向仲寅之助外四名)(三)政治書記局(長・田中、他二名)(四)専門部

(組織部、アアプロ部、組合部、青年部、婦人部、軍部、農民部、機關紙部、海員部)(五)特別専門部(中央技術局、金策住居部、印刷配布部)(六)地方委員會(東京——長・齋藤武、京濱準備會——長・加藤定吉、大阪——長・前納、兵庫——長・阿部義美)

再建された黨中央部は千葉、静岡、山梨、長野、兵庫と轉々移動を續けつゝ、黨勢擴張のため積局的活動を行つた。かくて年末には黨員約百名に上つたと云はれてゐる。

昭和五年一月十四日より三日間和歌山縣下に於いて擴大委員會が開かれ、佐野、田中等十名出席の上黨の政治的活動方針を議し總選舉對策を決定した。

黨の活動漸く盛んになりつゝあつた昨年十一月京濱地方に於いて黨員數名の檢舉を見、引續き五年二月二十四日和歌の浦の加藤定雄等三名の檢舉を皮切りに東京、京都を初め全國各地に第三次大檢舉が行はれ黨組織は三度破壊されるに至つた。

この檢舉によつて全國で檢舉起訴された者四百六十一名(内東京百七十三名)で、今回はインテリ群殊に三木清(法政)平野義太郎(東大)山田盛太郎(同上)小林良正(明大)氏等の大學教授連および村山、片岡、中野、立野、林、小林、山田、中本氏等の著名作家が資金供給者として檢舉起訴せられたので一層のセンセーションを惹起した。(本事件は本年二月二十四日記事掲載禁止、昭和六年五月二日解禁)



第三次大檢舉による起訴者四百六十一名を加へ日本共産黨事件關係起訴者總數は全國で千三百二十五名となつた。

東京大阪兩地方に於ける檢舉起訴者の氏名並にその所屬團體名は左の通りである。

【東京の起訴者氏名】

昭和四年十月から六年四月までの間に東京警視廳管下で起訴され  
た百七十三名の内譯は共産黨員は五十七名、日本共産青年同盟四十  
四名、資金關係(シンパサイザ)二十名、その他五十二名でその氏  
名、年齢、職業、所屬團體別等は次の如くである。

△日本共産黨員

- ▲新人會田中清玄(二六)▲同佐野博(二七)▲日本出版勞組本部書記長佐野英彦(二六)▲市電氣局雇山田正平(二五)▲關東電氣勞組勢田淨稻(二八)▲勞働協議會上田三郎(二二)同細谷松太(三一)▲東京合同勞組玉木忠治(一九)▲東京勞組山中定一(二三)▲東京合同勞組錦織彦七(二六)▲關東金屬勞組津本賢彦(一九)▲通信勞組通信事務員森野亥四男(一一)▲同組同永淵安次(一六)▲同組同東海林勉(一四)▲同組同池山馬太郎(一六)▲關東合同勞組職工小關泰(二五)▲交通産業委員畫家横山樑太郎(三〇)▲旋盤工高橋一男(三〇)▲東京合同勞組山縣繁樹(一六)▲石廻虎兎榮(二三)▲關東金屬勞組旋盤工麻生弘(二三)▲舊勞農黨蓮臺恒治(三〇)▲關東出版勞組高橋政次(二三)▲東京化學勞組杉山熊藏(一九)▲勞農黨中部書記小林吉作(二九)▲齋藤武(二九)▲東京合同勞組大森峰雄(二五)▲關東合同勞組染織職工眞穗七(二四)▲同染職工川崎誠

- (二八)▲日本勞組學生河島實(二八)▲同組山本久米喜(三五)▲日本勞組、日本勞働組合書記川崎堅雄(一九)▲關東金屬勞働パリカソ製作工山本友久(一六)▲新人會廣瀬善四郎(二六)▲日本電氣勞働組合大西太郎(二二)▲日本勞組小林良市(二五)▲東京合同勞組吉田平四郎(二四)▲勞農青年同盟多田留治(一五)▲關東金屬勞組機械製作工村田巽(三三)▲勞働組合自疆組合旋盤工佐伯惟元(二五)▲東京合同勞組森田二郎(二三)▲放火▲關東出版勞働大山政雄(二五)▲關東金屬勞働中重喜一(三〇)▲日本金屬勞組東京支部委員程島武夫(一六)▲傷害▲海員刷新會今本文吉(二六)▲東京合同勞組本所支部調査部長上萩原景雄(二二)▲東京合同勞組新聞配達夫森田喜子次(一六)▲赤戰▲勞働組合佐藤秀一(三一)▲山本忠平(二九)▲小宮山新一(二七)▲關東金屬勞組石崎千代作(二二)▲出版勞組太田哲二(二四)▲全農製靴工小田切要(二〇)▲東京皮工組合日本皮革職工阿出川龜次郎(二四)▲内山千とせ(二八)▲政獲同盟自動車車掌立見よしえ(二二)▲東京交通勞組自動車車掌國松てる子(二四)

△日本共産青年同盟

- ▲鈴木麟三(二八)▲日本交通勞組鐵道省雇中村次郎(二七)▲産業勞働調査所關矢留作(二八)▲東京合同勞組神吉洋二(二六)▲關東學聯委員長町田敬一郎(二四)▲學生吉見三郎(一一)▲關東出版勞組有元新平(二二)▲日本出版勞組仕立職小島孝一(二三)▲弓削壽雄(二四)▲關東出版勞組新聞記者高橋松三郎(二六)▲山岡義明(二二)▲楠木義美(二六)▲出版勞組店員藤本文枝(二〇)▲同山田金之助(假名)▲日本勞組緒方涉(三〇)▲學生栗林清作(二五)▲堅



山利忠(二一五)▲朝鮮青年同盟職工金水岩(二三三)▲東京朝鮮勞組方  
 ラス職工金雙岩(二二二)▲關東金屬勞組柏原實(二二二)▲學生鈴木修  
 平(二一五)▲日本勞組鄭龍三(二二二)▲與村義雄(二二二)▲村瀬溥太郎  
 (二二三)▲金屬勞組仕上工飯野英次(三〇〇)▲新人會鈴木琢二(二一六)  
 ▲學生久保梓(二一七)▲學生島田壽(二二四)▲新人會學生澤井哲二  
 (二二三)▲官業勞働製圖工吉見成馬(二一五)▲河合勇吉(二一八)▲全國  
 勞農青年同盟職工職清水秀高(二一七)▲關東化學產業勞組電球職工  
 角建二(二一一)▲脱脂綿職工大野誠四郎(二一五)▲學生小竹俊夫(二  
 四)▲同川村統一郎(二二三)▲翻譯業渡部清吉(二一六)▲關東自由勞  
 組三輪光(二二二)▲金屬產業勞組職工古口玉一(二一六)▲日本勞組著  
 述業永井恭(二一七)▲下鐘奉(二二二)▲右藤利久三(二二四)▲齋藤次郎  
 (二二四)▲東京合同勞組ペンキ職向坂善平(二一六)

△無産者新聞並に第二無新

▲大阪印刷勞働田代文久(三三二)黨員▲新聞記者桑江常格(二一九)黨  
 員▲プロ美術同盟竹本賢三(三三三)▲關東消費組合鈴木勇(二三三)▲  
 井口一治(二一六)▲元福岡合同勞働岩尾家貞(二一八)黨員▲新人會泉  
 廣(二二八)▲東京合同勞働立花波次(三四四)▲學生小野俊郎(二三三)▲  
 鈴木安藏(二一七)▲プロ美術家同盟畫家川越篤(三三九)▲黒田久太  
 (二一六)▲江森盛彌(二二八)▲日本無産者藝術聯盟林二郎(二一七)▲小  
 山宗(二一八)▲福田利吉(二二四)▲金子英藏(二一五)▲高橋勝之(二一六)

△無産青年同盟

▲日本交通運輸勞組霞上三郎(二一七)▲學生島田浪次(二二二)▲同大  
 泉八郎(二二二)▲同松田重遠(二一五)▲同花角四郎(二一五)▲同義輪郁

房(二三三)▲鐵道省雇堀江星二(二二五)▲川添隆行(二一六)▲學聯婦人  
 部伊久靜枝(二三三)▲新田目俊子(二一〇)

△反帝同盟

▲三浦重直(二一五)▲勞農同盟原田耕(二一七)

△勞農同盟

▲清水弘(二一四)▲勞農黨新黨準備會井汲越次(二一八)▲同著述業井  
 上道人(三〇〇)

△ビラ撒き

▲日本交通運輸勞働原田三友(二一五)▲放火▲日本紡績勞働東京地方  
 支部書記飯田武雄(二一四)▲出版勞働與座恒雄(二一七)▲同學生大西  
 健二郎(二一四)▲同石川克巳(二一五)▲東京朝鮮勞働組合ガラス職工  
 李義錫(二一五)▲同ガラス職工金斗鎔(二一九)▲同ガラス職工林滋變  
 (二一五)▲大衆黨高橋吉雄(二三三)▲大衆黨砂森光(二三三)▲東京合同  
 勞組田中羊二郎(二一五)▲古川苞(二一六)▲全協日傭業工藤日露時  
 (二一八)▲遞信局事務員大久保兼彦(二一七)▲同鹿島虎彦(二三三)▲同  
 入江芳助(二一七)▲同野田義男(二一五)▲上田武行(二二四)▲遞信省雇  
 杉橋精之輔(二一五)

△シンパサイザ

▲三木清(三五五)▲平野義太郎(三五五)▲東大助教山田盛太郎(三  
 五)▲明大講師小林良正(三四四)▲産業勞働調査所日大講師井波卓  
 一(三二二)▲プロ作家同盟著述業後藤壽夫(二一九)▲藝術家聯盟小説  
 美術家村山知義(三二二)▲プロ作家同盟著述業小林多喜二(二一九)▲  
 日本プロ作家同盟著述業立野信之(二一九)▲無産者藝術團體協議會



著述業山田清三郎(三七)▲全日無産者藝術聯盟著述業中野重治(三〇)▲ナツプ戦旗社著述業壺井繁治(三五)▲荻野農黨員會社員曾木克彦(二七)▲宇都宮徳馬(二六)▲大河内信威(三〇)▲壁師滋賀秀俊(三一)▲ナツプ救授會太田慶太郎(二六)▲藝術團體協議會齋家永田一脩(二九)▲大村英之助(二七)▲日本紡織勞働組合同盟中本たか子(二九)

【大阪地方に於ける起訴者氏名】

△二月事件【五十三名】

▲無職、前納善四郎(三〇)▲印刷工、向仲寅之助(三〇)▲無職、加藤定吉(二八)▲電気工、服部夢生(二七)▲硝子工、木下俊郎(二四)▲無職、小宮山ひで(二四)▲勞働組合書記、高山與四郎(二五)▲鍛冶工、楠山通(三一)▲勞働組合役員、福地三郎(二〇)▲無職、山本春義(二六)▲硝子工、前川幸吉(二六)▲無職、井口武雄(二五)▲學生、今野喜男(二四)▲小説家、片岡鐵兵(三八)▲關大講師、辰巳常世(三三)▲學生、阪本眞(二四)▲學生、西村欣次郎(二七)▲紡績修理工、衣川重雄(二三)▲元紡績工、神代卯平次(二八)▲紡績修理工、久保田恒雄(二〇)▲鑄物工、長田晋一(二五)▲無職、林吉次(二二)▲劇場背景係、荒島鶴吉(三四)▲寶塚音樂學校教師、須藤五郎(三五)▲印刷工、小西敏(二六)▲鍛冶工、山口政男(二四)▲學生、梶本恭次郎(二三)▲山口銀行員、池田博恭(二五)▲硝子工、宮城朝眞(二五)▲硝子工、福地友章(二三)▲無職、鈴木かつ子(二三)▲計算器製作、宮脇藤一(二五)▲郵便集配人、小倉温自(二四)▲鑄物工、松永英雄(二八)▲學生、奥田平

(二二)▲學生、浦川善勝(二二)▲學生、板野善郎(二六)▲學生、階戶義雄(二四)▲文撰工、森山清(二二)▲書工、丹羽道雄(二四)▲學生、渡部政雄(二五)▲學生、齋藤英二(二四)▲學生、北井茂(二四)▲學生、小倉倉一(二三)▲學生、能勢正七生(二五)▲學生、藤岡秀次(二七)▲學生、上野達也(二二)▲無職、藏下政雄(二五)▲學生、原口登(二五)▲學生、三羽嘉彦(二五)▲學生、馬淵薫(二一)▲浪速中學教諭、筒井雅男(二四)▲全協金屬勞働、吉田昇(二八)

△軍隊細胞【二名】

▲豫備役砲兵一等卒、浦田勝次(二四)▲元野砲兵第四聯隊幹部候補生、松竹一郎(二三)

△新聞事件【五名】

▲全協化學勞働、姜文錫(二六)▲全協金屬勞働、小野四郎(二二)▲無責任者、左山貞雄(二二)▲全協化學勞働、金文順(三八)▲全協金屬勞働、桑原英武(二〇)

△海上共產黨【四名】

▲元船員、山下登(二四)▲元船員、稻田敏夫(二五)▲船員、福田高一(二九)▲船員、尾崎重春(二四)

△中電事件【五名】

▲元廣島中電通信書記、山下重(二三)▲大阪中電書記補、宮川渡(二六)▲大阪中電書記補、藤原敬三(二四)▲大阪中電書記補、島田藤吉(二三)▲大阪中電書記補、安田芳治(二二)



## △赤色救護會事件【二名】

▲無職、松田勝廣(二四)

右の事件に關し本年中に公判が行はれたのは和歌山地方の分のみであつた。

利歌山——和歌山地方の共產黨事件被告田島善行(二七)赤路友藏(二七)島清生(二三)——和歌山紡織聯合労働組合員——の三名にかゝる治維法違反の公判は十二月四日及び十三日に和歌山地方裁判所にて、傍聽禁止裡に開延、十二月二十四日左の如く判決言渡があつた。

懲役二年(未決拘留百五十日通算)田島、島▲同上(五年間執行猶豫)赤路

## 第二節 その他の事件

### 一 樺太共產黨事件

本年六月一日樺太廳落合、豊原、留多加、大泊の各地に於いて共產黨事件被疑者四十三名檢舉せられた。中森幸吉外十二名起訴、八月十九日豫審終結、左の十三名は治安維持法違反として樺太地方裁判所の公判に附せらるゝ事となつた。

雜誌記者、森幸吉(二五)△元官吏、中島秀雄(二八)△豊原役場技手、稻垣文矢(二七)△吉田茂(二二)△川口太治(二四)△大森數夫(二三)△通信事務員、龜岡みつえ(二〇)△青山年見(二八)△樺太廳

雇、平野宣光(二二)△職工、石井三郎(三六)△會社員、天野四郎(二五)△藥局員、宮里正治(二二)△小杉哲(二四)

事件の内容として傳へられ、左の通りである。

リーダー森幸吉は青山、石井、中島等と本年二月頃より樺太共產黨組織を劃策しつゝあつたが、三月『北方文藝』を創刊し之を機關誌として平野、稻垣を一味に加へ、五月樺太共產黨を組織する事となり、落合、大泊、留多加等より代表者集合の上近く黨結成を約し、日本共產黨の綱領を實行する事となり、直ちに細胞組織に移り、各島バルプ製紙工場、各官廳、通信機關に喰入つて細胞組織を確立せんとして檢舉を見たものである。

同事件の公判は九月二十三日樺太地方裁判所にて傍聽を禁止して開延、十月四日左の如く判決言渡があつた。

▲懲役三年 青山、石井、森、平野▲懲役二年八ヶ月 中島▲懲役二年半 川口、大森、稻垣▲懲役一年(四年間執行猶豫)小杉、天野、宮里、吉田、龜岡(以上未決拘留六十日乃至九十日通算)右のうち稻垣、平野、大森、中島、川口の五名は控訴した。

### 二 朝鮮共產黨事件

大正十四年京城に於いて組織せられた朝鮮共產黨及びその姉妹團體たる高麗共產青年會の日本分派たる朝鮮共產黨日本分局及高麗共產青年會日本部は昭和二年春黨員朴洛陽が内地に入つて組織したもので、朴は責任秘書の下に宣傳部、組織部を置き、東京、大阪、京都の三區を設け各地に數人一團の



ヤチエーカを作り内地在住の朝鮮人大衆の獲得、組織確立を劃策しつゝあつたが、昭和三年秋大禮直前にピラを撒布したため同志三十名の大檢舉を見るに至り、次で昭和三年八月の日韓併合記念日及同年九月一日の震災記念日に於ける不穩計畫のため東京大阪の再度の大檢舉となり前記日本總局並に日本部は破壊された。

昭和四年二月末殘黨員は京阪地方に於いて高麗共產青年會の再組織を計つたが、六月京城に於ける共產黨檢舉によつて暴露され各幹部は京都及京城で檢舉されるに至つた。

右の事件により治安維持法違反として東京地方裁判所に起訴せられた者は第一次檢舉によるもの宋昌灑外二十九名、第二次檢舉金宗訓外九名計四十名で、第一次檢舉者三十名の豫審は同地方裁判所にて本年七月十五日終結決定、三十名は全部有罪と決定し東京地方裁判所内の公判に附せられた。

右の公判は五年十一月二十九日傍聽禁止裡に閉廷された。被告は朝鮮共產黨の統一公判、裁判の公開等を要求したが拒否され一人宛分離して審理を開始された。年内には未だ結審とならず、判決言渡は來年に繰越された。

## 第四章 學生運動

本年度に於ける學生運動は昨年に比し量に於いても質に於いても著しい發展を示してゐる。青年同盟、反帝同盟、モツ

ブル等の學生層への進出に伴つて本年に於ける學生の左翼運動は當局の例年の峻嚴な彈壓にも拘らず却つて例年よりも活氣を呈してゐる。選舉闘争同盟の校内に於ける活躍、京都諸學校に於ける學生共產黨事件、金澤第四高等學校に於ける反帝同盟事件等は學生左翼運動の進展を物語る一例であらう。

經濟的不況の深化は更にまた學生大衆の自治運動をも發展せしめてゐる。學生騒動事件は昨年未より本年にかけて頻發し、本年はその數に於いてレコードを作つたと云はれてゐる。而もその内容は學校經營の營利主義化反對、月謝値下要求、學友會解散要求學生消費組合の公認要求等經濟的負擔の輕減を目的とせるもの多く、現下の經濟情勢を鮮明に反映せる事を本年度に於ける學生自治運動の特色としてゐる。そしてそれ等の學生運動は、官憲の干涉、左翼分子掃蕩主義、指導者極刑主義等の當局の強壓方針によつて必要以上に深刻且陰慘ならしめてゐる。

### 一 學聯事件

京大事件と呼ばれる學生社會科學聯合會に關する舊治安維持法違反事件の控訴公判は昭和四年末に結審となり、五年十二月判決言渡があつた。言渡を受けた被告二十一名（東京地方の共產黨關係者は分離）中後藤壽夫外九名は上告して、大審院刑事第四部西郷被判長、溝淵檢事係りで審理の結果本年



五月二十七日上告棄却の判決言渡があつた。之をもつて東京共産黨關係者を除く學聯事件被告の刑は凡て確定したわけである。上告人氏名並にその前審判決は左の通りである。

(尙學聯事件については昭和二、三、四、五年度版本年鑑参照)  
懲役六年六月 熊谷孝雄▲禁錮二年 後藤壽男、鈴木安藏▲同一年六月 上村正夫、蓮臺恒治、大浦梅夫、黒田久太、原田耕▲同上(五年間執行猶豫) 武藤丸楠▲同上(二年間執行猶豫) 内海洋一

## 二 京都學生共産黨事件

四・一六の大檢舉によつて壊滅に瀕してゐた日本共産黨の再建運動が着々として進捗しつゝあつた昭和五年二月政府は第三次の全國的大檢舉を行つて、單にその中心勢力のみでなく、黨の外廓および更に單なる同情者をも襲つて三度黨組織の徹底的な破壊を企てた。昨年一月末より約半歳に亘る捜査によつて表面化されるに至つた京都帝大、三高、同志社大學、同高等商業、京都府立醫科大學、龍谷大學、立命館大學、同志社女子専門學校等の各校の左翼學生の謂所學生共産黨事件も二月事件と呼ばれる第三次共産黨事件の重要な構成部分となすものである。

昭和五年一月十五日のローザ及びリーブクネヒト遭難記念日を期しての「闘争週間」に於ける京都市内各校への宣傳ビラ撒き、一月下旬及び二月十九日の京都内外、山科方面の學

校、工場地帯へのビラ撒きから上記各學校學生生徒百五十四名の檢舉(中九名起訴)を見るに到つた。取調の結果日本共産黨各機關の學生層の植培、左翼労働組合およびそれ等の機關紙と連絡をとつて學校、工場、農村に宣傳をなし、黨組織の擴大強化を圖らんとした事實があつたと云ふ。

同事件は昭和五年二月五日記事掲載を禁止され、六年五月二十日解禁となつた。今事件の内容と稱せられるものを表記すれば左の通りである。

(元三高生草野悟一を中心とする前記各學校學生々徒による運動)

一、昭和四年三月草野悟一最高責任者となり共産黨並に日本共産青年同盟本部と連絡をとつてそのフラクション無産青年社京都支局を確立、各學校班、工場班、農村班を組織し宣傳を開始、五年一月二十六日本部より「ビラ闘争」の指令を受けて各班に動員指令を下し、各學校および市電車庫、京都瓦斯、鐘紡其他の工場にビラ撒き。

二、草野及び京大學生二名は四年六月頃より共産黨機關紙第二無産者新聞京都支局を再組織し、同時に草野は全責任者となつて前記各校に第二無新學校班を組織し、班員數名乃至三〇名を置いた。

三、右組織の後無新本社、同大阪出張所、大阪労働組合北支部、大阪木材組合と連絡をとり、京都市内を五地區に別ち、地區委員會を設置して前記各校の他鐘紡、日本電池、遞友同志會および其他の工場、農民團體と連絡をとつて配布網の擴大を圖つた。

四、四年十月より五年二月に至る間第二無新防衛基金募集運動をなし、同期間内に三回に亘つて帝大、三高、同志社學生より約百五



○圓募集。

五、新勞農黨樹立反對運動の裏面に策動(四年八月頃)

六、交通労働者共産組織化運動。

七、戦旗社及びプロレタリア科學研究所などの連絡。

(京都帝大生長谷川茂、寺尾一幹、船橋正直、香川信男、榊原豊、

山田新三郎、山下良治を中心とする運動)

八、五年一月香川、山下等二十餘名京大内に反帝同盟京都支部準備會を組織し、陸軍紀念日の前夜三月九日に左翼諸團體と呼應して行動班を動員し軍隊、郷軍、青訓の集會所たる深草練兵場、二條離宮其他に反帝宣傳ピラを撒布。

九、解放運動犠牲者救済會京都支部の組織(京大——三年十月頃より、山田等約十名。三高——四年一月より、中谷英一外約三〇名)

十、京大學生等の共産黨財政支持(長谷川、寺尾其他は五年一月京大生四名、三高生一名、其他一名より合計約二千圓を提供せしめ黨財政の支持に充てた)

十一、寺尾、長谷川は黨技術部の指令によつて活動し、京大生坂野、山田、山下、香川、榊原等と共に四年十二月京都府下學生の共産主義運動の最高指導部「學生グループ」を組織し、その指導下に無新、無青、反戦、RS、モツブル、SS等の左翼各フラクションを置いた。各フラクションのメンバーは、京大約八〇、高三三五、同志社五〇、府立醫大五、其他龍大、京都女專、同志社女專等に少數。

此の事件に關して、一月末のピラ鬭争を發端に檢擧された學生は百五十四名で、何れも京都府特高課で取調の上檢事局

に送致されたか、その大部分は釋放又は起訴猶豫となり、指導者たりし下記八名のみが五月下旬に治安維持法違反として京都地方裁判所に起訴された。被檢擧學生を學校別に見れば次の如くである。

學校名	檢擧取調人員數	司法處分		
		起訴	起訴猶豫	釋放
帝都帝大	六	八	三	二〇
第三高校	六	一	五	一
同志社大學	九	一	六	一
府立醫大	四	一	二	二
龍谷大學	二	一	一	二
同志社高商	一	一	一	一
同志社女專	一	一	一	一
その他	〇	一	六	三
計	二五	九	六	九

(京都府特高課調)

五月二十七、八兩日に京都地方裁判所に起訴された學生の氏名左の如し。

- △京大經濟學部二年生(學生グループ、共産黨財政支持) 長谷川 茂(二二)
- △同上(學生グループ、京大無新班、共産黨財政支持) 寺尾 一幹(二三)
- △同上(學生グループ) 船橋 正直(二七)



△同上(無青京都支局前責任者) 山下 良治(二二)

△京大法學部三年生(元反帝同盟京大責任者) 香川 信雄(二四)

△京大文學部三年生(學生グループ、RS聯盟責任者) 榑原 豊(二三)

△京大經濟學部三年生(モツブル京都支部責任者) 山田新三郎(二四)

△元三高理科生(無新京都支局責任者) 草野 悟一(二五)

(京大文學部二年生坂本眞は大阪で起訴。草野は五月二十八日起訴。香川は十月死亡)

### 三 社會科學運動

各大學専門學校に於ける學生社會科學研究會は一昨年當局の彈壓によつて禁止解散を命ぜられ、彈壓の手は更に多少とも思想的色彩を有する雄辯會、新聞部等に迄及ぶ峻嚴振であつたが、根強く學生層に侵潤してゐる此種運動は彈壓と威嚇とによつて艾除されはしなかつた。昨年もまた本年も破壊せられた校内研究會を再建せんとする運動は各校に於いても企てられてゐる。而も地下に更生せる秘密研究會、讀書會の活動は單に字義通りの讀書、研究の範圍に止まつてはゐなかつた。更生日本共產黨の働きかけに呼應して、ナツプ、モツブル、反帝同盟、青年同盟等と連絡をとつて、それ等の團體の學校班を形成し、學友會大會、學校騷擾事件など機會ある毎に會員網の擴大に奔命した。嘗に學生層の組織とその擴大強化とを企圖したのみではない。更に工場、農村への侵透をも

目指して闘を續けた。更生共產黨にあつて重要な役割をつとめて檢舉起訴せられた學生は相當の數に上つてゐる筈である。即ち四年十月より五年六月に亘る第三回の大檢舉によつて東京地方に於て起訴せられた者百七十三名中大學、高等專門學校に學べる者は九十三名(在學生の外卒業生、中途退學者を含む)で、起訴者總數の五割三分強を占めてゐる。更に同事件中の京都學生共產黨事件關係で京都府下に於いて檢舉せられた學生は百四十七名(九名起訴)であつた。この一事をもつても知り得る如く、本年の學生左翼運動は、善導諸施設、嚴罰主義、赤化學生の入學禁止方針並に左傾學生掃蕩主義の採用等々の種々の防遏對策にも拘らず激増擴大されてゐるのである。この事實はこの種の運動が如何なる防遏對策によつても到底絶滅し得ざることとは勿論、その氣勢を殺ぐことすら不可能であるといふことを雄辯に物語つてゐるのではないであらうか。

本年中には行はれた學生社會科學運動にして、官憲の檢舉取調を見るに至つて表面化されたものゝみでも二十件餘に及ぶ有様である。うち治安維持法違反として起訴されるに至つたものは京都學生共產黨事件外四件、起訴學生約二十餘名に上つてゐる。左に本年に行はれた運動中主なるものを列記すれば(京都學生共產黨事件は本章「二」に掲げた)

一月——高知高等學校 昨年末東京の左翼組合と連絡をとつて高



知左翼労働組合を組織し、『無新』其他の禁止文書を配布し、高校學生寮、郵便局、土佐バス、土佐セメント會社等にアザピラを撒布して檢舉せられた高知高校生宮上繁馬、元同校生堀江、竹村其他三名は十三日検事局に送致された▲弘前高等學校生徒九名、校外同志と研究會の組織、宣傳ピラの印刷撒布計畫。十六日檢舉。三月三日右の九名及參考人として召喚された生徒八名は放校其他の處分を受けた▲姫路高等學校生徒二名、十七日縣立龍野中學校にアザピラ貼布。二月七日放校▲仙臺高等工業學校生徒五名、研究會を組織。一月末縣警察部に召喚取調を受けた▲京都帝大學生五名、十七日校内に無産青年社のアザピラ貼布。二月二日檢舉（「京都學生共產黨事件」参照）

二月——東北帝大醫學部學生一名、二高文科生徒二名、研究會の復興企畫、宣傳ピラ撒布で四日檢舉。七日同事件で東北大法文科學生三名、二高文科生四名檢舉。▲第四高等學校生徒中井榮一他三名、富山市外ラミー紡績會社爭議に参加、並に一月十日入營日に金澤市内で反軍國主義のアザピラを撒布。二月十日檢舉、十五日富山憲兵分隊にて取調。

三月——山形高等學校生徒三名、校外同志十三名と研究會を組織。三月三日檢舉▲水戸高等學校生徒十三名、校内左翼運動組織の結成、宣傳ピラ撒布。十日檢舉、五月三日處分（停學及戒飭）▲第八高等學校文科生濱田達也外十名、愛知醫大生米澤進外三名、名古屋高等商業學校生徒三名、研究會の組織、選舉闘争學生同盟の組織、宣傳ピラの貼布。十四日檢舉▲福岡高等學校生徒七名、研究會を組織。二十七日放校其他の處分。

四月——十一日山形高等學校教室に無産青年同盟への加入勧誘ピラ貼布▲姫路高等學校生徒二名、社會科學の研究。退學▲富山高等學校文科三年生三十名、讀書會を組織。二十三日檢舉取調、五月二十七日退學其他の處分。

五月——第四高等學校文科生三名は二十六日海軍紀念日の催物として金澤市練兵場に造られた模造軍艦に反帝スローガンを掲げた文書を貼付して三十日同市廣坂署に引致され取調べを受けた。他の校内同志との讀書會の組織、モツブル及反帝同盟への参加等々のためで、七月末更に同校生三名檢舉せられたが被檢舉者六名中四名は八月遂に起訴せられた。九月學校當局は右六名を放校處分に付した。

六月——北海道大學々生二名其他關係學生八名（以上何れも朝鮮人學生）十七日檢舉。研究會を組織、モツブルへ参加、無産學生班の組織計畫。リーダー格の右の二名は二十日送局、取調の結果八月八日起訴猶豫と決定▲三重高等農林學校生徒二名、二十一日同校内及び縣下各地工場への宣傳ピラ撒布に關係。二十八日諭旨退學▲松山高等學校生徒中道嘉一、森茂松、龜井賢二郎の三名は校内に共產黨細胞組織を作り、同校にストライキ勃發せる前後に、組織の擴大強化のため策動して檢舉され、治安維持法違反として松山地方裁判所に起訴されたが、十二月二十七日豫審終結の結果有罪と決定、同地方裁判所の公判に附せられることゝなつた。尙同事件に關與せる同校生徒十七名は七月八日學校當局によつて夫々處分せられた▲新潟高等學校生徒六名、二十九日檢舉。同市内各新聞社印刷工場にアザピラを撒布。右に關聯して新潟醫大生二名八日檢舉。

七月——弘前高等學校生徒一名、共產黨關係の禁止文書の配付に



關與して九日檢擧された。

九月——松本高等學校生徒二名思想問題(内容不明)にて檢擧。十一月右二名放校、連類者十六名を退學其他の處分▲長崎醫科大學藥學專門部學生三名、同學部學生十數名と研究會を組織して十二日檢擧。

十月——第四高等學校理科生徒五名、金澤市錦華紡績株式會社工場へアザビラを撒布して十九日檢擧された。取調の結果反帝思想宣傳其他校内秘密結社組織の事實ありとし五名とも治安維持法違反として十一月十三日起訴された。同事件は八月同校文科生四名の起訴を見たる本年五月の反帝同盟事件と關係あるもの、如く(豫審中記事掲載禁止にて詳細は不明)、十一月九日更に同校理科生六名を檢擧取調べ、中二名は十二月四日起訴收容せられた。起訴學生七名は十二月十三日放校處分に付せられた▲小樽高等學校および小樽市内各中等學校に宣傳ビラが撒かれた。

十一月——東北帝大法文科學生二名、二高生十四名、讀書會組織、仙臺機關庫へのアザビラ撒布、交通労働組合組織の計劃をなして檢擧されたが、取調の結果右のうち北大法文學部二年生宮田金男(二四)および二高文科三年生遠藤義光(二三)の兩名は十二月十三日治安維持法違反として起訴收容された。二高當局は事件に關與せる十二名を夫々處分した(放校一、諭旨退學二、其他九)十二月——二十日廣島高等師範學校の各教室、圖書室に社會科學研究のアザビラが撒布された。

#### 四 學生自治運動

學生の自治運動も亦本年に入つてその數を増した。本年は學校騒動の數に於いてレコードを作つたと稱せられてゐる。今資料の存するもののみについてみても、本年中には行はれた學生自治運動と目すべきものは約五二件であり、うち同盟休校にまで進展したものは三二件に上つてゐる。而もその運動は校内外の左翼分子の指導の有無を問はず、級單位の統制、盟休本部の設置、校舎、學生寮の占領、管理若しくは籠城等勞働爭議より學び得た新戰術の移入によつて整然たる統制を示せる點に於いて從來のものに比し一段の發展を遂げてゐる。と同時に日本大學、關西大學、明治大學、三高、早大其他多くの騒動に見られたやうに學校側は盟休を勞働爭議視して直に官憲にその取締方を要求し、制私服警察官の盟休侵入が行はれたことを本年度學校騒動の特徴とする。かくて學生側は秘密移動盟休本部の設置、第二次乃至第三次の實行委員の選定などの方法によつて指導部の檢束による盟休團の壊滅を防止するに到て運動は必要以上に深刻且陰慘ならしめられた。更にその陰慘の度を増さしめてゐるものは昭和四年末以來文部當局の採り來つたところの不穩分子掃蕩主義である。當局は學生自治運動の多くを左翼學生の策動に基くものと見て官憲の援助を仰ぐ一方騒動事件の中心指導者を極刑處分に付する方針を採り來つた。昭和四年十一月以降一年の間に騒動を起せる學校數は三〇校に上り、その結果譴責以上の處分に付



せられた学生の数は六百（左翼運動による被処分学生をも含む）を越えると云はれてゐる。

學校騒動の頻發に悩んだ文部當局、官私立學校長等は本年中に何回も之が對策を協議してゐるが、騒動を誘發する直接間接の動因が排除されぬ限りあらゆる彈壓、あらゆる協議にも拘らず學校騒動は尙擴大され且つ深刻の度を増してゆくであらう。

もとよりの盟休事件も單純に單一の原因より發生したものと考へるものではないが、本年中には行はれた学生の自治運動資料の存する五二件を原因別に見れば大略次の如く分類し得る。

- 一、學校經營内容改革要求 一〇(七)
- 二、授業料値下要求 六(四)
- 三、學友會解散(及び選手制度廢止)要求 六(一)
- 四、學生機關紙發行停止及研究會解散反對 四(一)
- 五、寮自治要求 一(一)
- 六、學生處分緩和嘆願 九(七)
- 七、教職員排斥若しくは留任要求 八(七)
- 八、雜 六(二)
- 九、不明 二(二)

計

五二(三二)

(括弧内數字は同盟休校數を示す)

是によつてみれば學校經營の營利主義化、經濟的不況によ

る父兄貧窮化によつて生じた学生の困窮および經濟的不況に伴ふ深刻なる就職難等經濟的不況に基く學生思想の尖鋭化を主たる原因とみることが出来るであらう。

今年中に行はれた此種の學生運動を原因別に列記し、その重なるものゝ經過を左に略記する。

一、學校經營内容改革要求

京北高等齒科醫學學校(二月二十七日盟休)要求事項——校組織の變更、校舍改築、三教員更迭其他▲遠江商業學校(四・一四盟休、六・七——二二再盟休)經營組織の改革▲同文書院(六・六——一六)學生大會決議文を校當局に提出、書院刷新改革、十六日決議文撤回▲大谷大學(六・一〇——二七)學校對經營者東本願寺本山間の確執より十二日五五教授總辭職、全學生總退學とまで進展したが、二十三日日本山教授團の調停なつて教授團は辭表を撤回した。然るに學生側は教授團の糊塗的妥協に反對し、二十四日學生大會を開き當局排撃、抗爭を聲明した。二十七日先輩の勸説を容れることとなつて解決▲岩手醫學專門學校(七・一一——二三盟休)實習實驗設備改善、圖書標本の充實其他、十七日盟休參加學生全部無期停學、二十三日學生側謝罪文を校長に提出して解決▲佛教專門學校(七・三)學生大會を開き良教授選定、制服の統一、補缺及合併授業の廢止其他を要求、四日總停學、八日解決▲京都聖峰中學(七・一四盟休)十五日七名除名▲日本女子大學(一〇・一九——二五盟休)經濟的不況による經營困難のため昇格を目的に四年前新設せる大學部並に高等學部の昇格實現不可能となり、兩學部の廢止を秘密裡に申請せることが暴露され、廢止反對の兩部在學生二百餘名は、豫算、收支決算並に經濟狀態の



説明を求むる質問書を提出して十九日より盟体に入った。二十二日四教授の斡旋にて調停なり、學生側は廢止を承認すると同時に學校當局は廢止理由の釋明、在學生の大學卒業の保障其他八項目に亘る學生側の要求を承認して二十五日解決▲關西學院(一二)十六、七、八の三日間學生大會を開き、昇格促進要求を決議、決議文を院長に提出した。

## 二、授業料値下

日本大學豫科・工學部(五・二六——六・二三盟休)専門學部夜間部學生二千名は二十六日夜學生大會を開き授業料三割値下、手数料の廢止、校友會費撤廢、休講反對其他を決議し二十七日より盟体に入った。二十八日工學部並同豫科學生一千名盟休、要求事項——學校設備の充實、學監排斥、學友會公認其他。二十九日豫科文科晝夜間學生二千五百名盟休參加、要求事項學校經營の營利化反對、授業料値下其他。學校當局は之に對し指導學生の處分(被處分學生三四)警察の援助要求等高壓的態度を以つて臨み却つて學生側を硬化させつゝあつたが六月十四日午後校庭に開かれた豫科學生大會は、大學部本校への侵入に對する學校側の強力的妨害より亂闘となり、學生側二十名の負傷者を出した。十六日警官包圍の中に再開された同科學生大會も、本校講堂へデモで押出した、め之を阻止せる警官隊と亂闘に陥り學生四十名負傷、約二十名檢束された。かく事態が悪化するため文部省より嚴重なる警告が發せらるべき形勢に立到つた爲十七日學校側は遂に値下以外の諸要求の大部分を容れて豫科盟休事件は漸く解決。工學部學生は解決方を理事に白紙一任し二十三日盟休團を解散した▲法政大學(五・三一)授業料値下ピラ貼布、學生七名

檢舉▲早稻田大學(六月)二十五日全早稻田自治學生會の名で三割値下ポスター數百枚貼布。同日第一高等學院辯論部講演會に値下ピラ撤布▲關西大學專門部(及附屬第二商業)(六・二〇——二八盟休)二十日學生大會を開き三割値下、經營改善其他を決議し學長に要求、二十五日要求拒絕にあひ盟体に入る。指導學生の檢舉(十八名)、退學處分(十九名)、辰巳經世講師解職など官憲と共同戰線を張れる學校側の彈壓のため、遂に校舎放火未遂事件を惹起せる程事態は惡化した。二十八日學生監の設備改善其他四條件貫徹保障によつて解決。第二商業は學部と同時に三割値下、月割分納其他の要求を提出、二十四日より一週間臨時休校、十三名退學、七月一日開校▲明治大學(一一・八——一二・一八)八日學生大會は三割値下、寄附金募集及手数料廢止、學生消費組合公認等九項目を決議要求し、授業繼續の徹底運動に入つたがやがて事實上の盟体となつた。其間官憲の大會阻止のため十數名の被檢束學生を出せる事二回。實行委員十三名は放校、十餘名は停學處分を受けた。紛擾四十日餘十二月十八日學校側は値下要求に對しては一割値下を前提として豫算切詰を誓ひ、其他の要求の大部分を承認して解決▲大倉高商(十二月)一日三割値下、會計公示其他を要求、學生委員十二名退學、十二日より盟休、尙十二日の學生大會は侵入警官によつて阻止された。

## 三、學友會の解散及び選手制度廢止要求

浦和高等學校(六月)學生の輿論に基き學友會及び選手制度廢止▲九州大學(六月及び十一月)六・一四辯論部主催學友會存廢問題討議大會(不許可)、二十三日法文科普通會員大會に解散嘆願書提出を決議、十一月二十日同書を總長に提出したが却下、二十九日解散要求



書(理由——一、學生の生活窮乏 二、選手其他少數學生の專用に歸し居る事 三、改善並に大衆化の不可能 四、負擔過重)を提出したが受理されず、十二月十六日の批判演說會は不許可、十七日大會開催の要求書は不受理となつて終る▲京都大學(一一・二八)法經兩學部學生三百名大會を開き學友會即時解散、學生消費組合公認等を決議し學生課にデモで押かけ二名檢束▲山口高等學校(十二月)十九日盟休して選手制度廢止を決議し當局に要求、當局の要求により二十日大會再開、再投票の結果三二七對八二の多數にて廢止と決定、當局は投票の結果を承認して遂に廢止と決す。

#### 四、學生機關紙(並に誌)發行停止及び研究會解散反對

浦和高等學校(六・二一——二八盟休)學生新聞『浦高時報』に無檢閱記事掲載の廉で發行停止、執筆學生二名停學を命ぜられた、め學生は二十四日發行停止反對其他四項の要求を掲げて盟休、二十八日學校は發行停止を緩和する事を約して解決、中心學生二十名は無期停學を命ぜられた▲七高『七高文學』(六月)、小樽高商『北方文藝』(十二月)は解體若くは發行禁止を命ぜられ學生の復活運動が行はれた▲早稻田大學(五月)早大唯一の急進研究會たりし『近代文藝研究會』は十四日解散を命ぜられ、會員學生は『反對共同闘争委員會』を組織して解散反對運動をおこした。

#### 五、寮自治の要求

第三高等學校(七・三一——一〇)今春來學校當局の採り來つた校風改革に反對せる學生は三日生徒大會を開き一、寮非自由化反對二、代表會議の自主化 三、保證教授制度撤廢其他を決議し、要求が一蹴されると同時に全生徒の八割弱約七百は寮に籠城して盟休を決行、

校門の占領、校内の管理を行つた。學校側は五日より十一日まで臨時休校を行ふと同時に九日に至り警察の援助を得て高壓的に盟休團に寮退去を命じ之を解散せしめた。統制委員二十六名除名、十四名停學、參加學生全部謹慎の處分に付せられ學生側の慘敗に終つた。

#### 六、學生の處分緩和數願

浦和高等學校(二月)放校處分反對、校長の自決要求▲高松中學四年生(二・二八——三・二盟休)退學生の處分輕減要求▲龍谷大學(四・一一)退校生二十五名の復校要求運動▲京北高等齒科醫學校(六・一四——一七盟休)校友會費に絡る當局の違約を摘發して退學處分を受けた學生五名の復校を要求して十四日より四日間盟休、學校當局は警察の援助を求めた▲松山高等學校(六・二四——二九盟休)退校生の復校及び生徒主事の自決、學生自治權の確立其他を要求して二十四日より盟休を決行し、寮への籠城、校内管理を行つたが、二十九日父兄團に無條件で一任して解決、七日三名退學十一名退學其他、九月九日更に十名(一名退學)處分された▲大洲中學(愛媛)(六・二六——三〇盟休)生徒の處分取消要求▲臺北高等學校(九・一一——一七盟休)退學生徒二名の處分取消要求が當局に一蹴されるに及んで處分取消、關係教授自決を要求し十一日高等科生徒四百五十名寮に籠城して盟休を決行、學校側は再度臨休(六日間)を行ひ警察、文教局、卒業生團の助力を受けて十七日解決、十八日三名を退學、十九名を停學處分に付した。二十二日一教授は盟休指導の嫌疑で休職となつた▲東亞同文書院(一一・二八——三〇盟休)支那學生二名の退學處分に反對し、支那學生は十八日より、日本學生は二十一日より處分反對、給品制度廢止を要求して盟休、當局は全學生に停學を



命じ三十日高壓的に解決▲豊島師範學校(一一・九——二六)四生徒の處分取消要求、二十六日盟休生の陳謝にて解決。

### 七、教職員排斥及び留任要求

日本獸醫學校(四・一九盟休)三教授留任、昇格、校舍改築其他を要求して一九日盟休▲女子齒科醫學專門學校(一〇・二三——盟休)解職六教授の留任其他主事及び新任教授排斥を要求して十三日より盟休、要求貫徹を他日に期し十八日休講明より就業したが十一月二十四日右の處分として學生十五名は放校、十二名は停學を命ぜられた爲二十七日處分取消を要求して再盟休、學校側は處分取消、校長、主事の更迭を行ふと同時に十二月十七日盟休中の月謝未納者八十名を除名處分に付した、め盟休學生百六十名は總退學を決議し校長代理に手交した▲富山高等學校(六・一四——一八)左翼學生二名の處分に關し校長不信任を決議し十四日より盟休、十八日父兄團に白紙一任で解決。其他校長、教員排斥盟休は愛知一中四、五年生(六・一四、一五盟休)▲球磨農業學校三年生(六・二三——二九)▲新庄中學五年生(一一・一四——一六)▲日蓮宗立正大學(五・一)昨年の六教授職首より二千の學生は五月一日學生大會を開いて清水現學長の即時辭職、高田豫科長の復職、學園の自由等を要求して盟休を決行した。その他盟休に至らざりしもの一件。

### 八、雜及び原因不明のもの

東京帝大法學部(五・二四)學生二百餘會刷新を標榜し學生大會を開き、委員の橫暴、不當豫算編成を糾弾して、決議文を學生課に提出、校内デモを行ふ▲佐賀高等學校(九・一七——二三盟休)學校當局の總務委員改選干渉に憤激して十七日文二甲先づ盟休、十八日全

文科生加盟、二十二日先輩の勸告を容れて無條件復校、十月三日二名退學、十三名停學▲早稻田大學(一〇・一七——一一・二三盟休)早慶野球戦入場券分配に關し學校當局の不公平を難じ十七日より學生は授業を受けず、同日大學部、專門部、高等師範部、高等學院等盟休を決行。

學校當局は警視總監に學生彈壓を陳情して一蹴されたが、戸塚署と連絡をとつて教室使用及屋外集會を禁じて盟休團を彈壓する一方二十五日學部長會議、在京理事會を開き、兩會議の決定に従ひ二十日六日要求拒絶の回答を發すると同時に十日間の臨時休校を行つた。學生側は更に委員會公認、警察權學内侵入反對等六項の要求を總長に提出したが之亦拒絶され、六日の休校明けよりは一部學生登校するに到り、法學部は單獨にて盟休解消を聲明するなど、統制遂に破るに至つて、學生委員會は十一月十三日の各級會の決議を認め「大學部以下各部の非常設委員會の公認」等四條の中野正剛氏調停案を可決して三十日に亘る盟休を終結せしめることとなつた。かくて十四日より全學生就學、十七日盟休團は解團式を行つた。

大阪高等學校(一一・二五——二七)東大教授河合榮次郎氏の善導講演終了後生徒大會を開き、前日左翼生徒五名校内より檢束されし際の學校當局の態度を詰問し、警察權の校内侵入を拱手默認せる生徒主事、同主事補の辭職其他を決議の上要求したが、當局は二十七日より三日の臨休を發表した。よつて再度の生徒大會は盟休の採否を票決したが多數をもつて否決、校長に措置を一任して二十七日解決。

其他諸種の(若くは不明の)原因より盟休を決行したるもの▲大村



女子職業學校(二・二七)▲富山商業學校(七月初旬)▲同上工業學校(七・八—一〇)

其他日本大學(一〇・二七)及び立教大學(十一月)に各一件學生の動搖を引起せる事件を生じたが盟休には至らなかつた。

## 第五章 藝術家の運動

我國に於けるプロレタリア藝術運動は昨年に至つて全日本無産者藝術團體協議會(ナツプ)及び勞農藝術家聯盟の二分野に略々整理されたかの觀があつた。本年に於ける此種運動もその二派によつて代表されたと云つても過言ではあるまい。三・一五事件以後左翼運動の一切が地下に追ひやられたのち、唯一の合法的存在として果敢な活動を續けつゝあつたナツプは本年の第三次大檢舉の嵐に直面して有名作家の多數を奪はれたが、その加盟團體である日本プロレタリア作家同盟、プロット、プロキノ、プロ美術家同盟等各部門ともに夫々藝術運動のボルシェヴィキ化のために闘つた。

他方『文戦』に據る「勞農藝術家聯盟」は「文戦劇場」と提携して創作及び演劇の分野に活躍した。しかし本年下半期においては、思想的、感情的對立に基く内紛が、岩藤雪夫氏の代表作問題を契機として六月及十一月の二回の分裂となつて外面に表はれ、『文戦』、『劇場』ともに多數の脱退者を出してその活

動力の一半を失ふに至つた。

今兩派の本年に於ける活動を概観すれば

### 第一節 全無産藝術團體協議會

#### (ナツプ)

ナツプは本年三月中央協議會を開き一九三〇年度に於ける藝術運動の方針を確立した。即ちプロレタリア藝術運動のボルシェヴィキ化、藝術運動の××主義的確立に方針を置き、ナツプ加盟各團體の全活動をかゝる闘争に集中すべき事を決し、ナツプ中央協議會の名をもつて方針書を發表した。

最初ナツプの機關紙として生れた雑誌『戦旗』が、その後機關紙たる事をやめ獨立して勞働者農民の階級的大衆雜誌に轉化して以來ナツプ自身の機關紙を缺いてゐたが、八月之に代るべきプロレタリア藝術運動の集合的組織者たる機關紙『ナツプ』を創刊する事となり、九月創刊號が發行された。

#### 一 日本プロレタリア作家同盟

ナツプ加盟團體中從來最も華々しい活躍を續け來つたものは作家同盟であつた。作家同盟は本年は第三次大檢舉に際して有能なる中堅作家片岡、小林、中野、立野、山田、中本の諸氏を奪はれ、林房雄は學聯事件のため下獄するなど可成の痛手を受けたが尙『戦旗』『ナツプ』に據つて、またブルジョ



ア雑誌への飛躍的進出によつて、その本來の活動分野たる所謂「文壇」に於いて昨年度に變らざる活躍を續けた。

四月六日(於佛京青年會館)同盟は第二回大會を開催し、一般運動方針、綱領規約の變更、戦旗基金募集運動等に關する諸件を議決した。同大會に於いて決定せられた新役員は左の如くである。

委員長 江口渙、書記長 立野信之、委員 山田清三郎、中野重治、立野信之、貴司山治、片岡鐵兵、江馬修、鹿地亘、藏原惟人、川口浩。

上記大會に於いて討議された藝術大衆化に關する問題に付ては、大會を央ばとして前後數回の大衆的討議の結果七月中央委員會の名によつて「藝術大衆化に關する決議」(『戦旗』七月號)が發表された。

その他同盟の各研究會(評論、作品、詩、戯曲、兒童文學)は五月以來大會の決定に基き活潑なる活動を開始した。「藝術大衆化」問題の根本的解決、「産業別小説叢書」の發刊等はその具體的成果である。同盟本年度第二回定期總會(九月二十日於同盟本部)は「組織的生産に關する件」「作家活動促進の件」等を討議した。

尙同盟は本年十一月ハリコフ市に開かれた國際プロレタリア作家第二回大會に代表者を送り、「日本に於けるプロ文學運動についての報告」をなした。同大會に出席せる各國代表は日本政府が「戦旗社」に對して下した彈壓に對し「抗議」を送つた。

## 二 日本プロレタリア劇場同盟

(プロット)

プロットは本年四月四日東京築地小劇場に於いてプロット第二回全國大會を開催し、代議員三十二名出席の上宣言、新綱領(吾同盟は労働者農民の國際的解放のため演劇的活動によつて闘ふ)、運動方針を初め、演劇技術に關する件、上演戯曲選定方針、國際的連繫、上演の自由獲得に關する件等を審議決定した。大會で決定された役員は左の通りである。

委員長 佐々木孝丸、書記長 佐野磧、委員 村山知義、杉本良吉、小野宮吉、多喜菜三。

プロット加盟劇團中主要のものは、東京左翼劇場、東京プロレタリア演劇團、金澤前衛劇場、高知新劇團、静岡前衛座、大阪戦旗座、京都青服劇場等であり、友誼的關係にある左翼劇團としては築地小劇場、新築地、大衆座、松江プロレタリア劇場等を數へる事が出来る。加盟劇團中活潑なる運動を續けたものは東京、大阪、京都の各劇團であつて他は何れも活動不能の状態に陥れる有様であつた。

本年中プロットの活動として世の注目を惹いたものは、東京左翼劇場第十四回公演(二月、於築地小劇場)「太陽のない街」、第十五回公演(三月、於同所)「太陽のない街」、(六月)「全線」、第十七回公演(十月、於市村座)「不在地主」等であり、之等の上演は何れも多數の觀客を獲得し、多大の成果を齎す事が出来たものである。

## 三 日本プロレタリア映畫同盟

(プロキノ)

プロレタリア映畫運動もプロキノの活動によつて漸くプロ藝術運



動の一翼として注目されるに至つた。即ちプロキノはその移動映寫隊、プロキノ巡回映寫隊及びニューズリール班とによつて工場地帯、農村への進出を試みた。

その他プロキノは本年中に數回の公開映寫を行つた。五月より年末にかけて東京三回、京都二回で、東京に於ける第一回公開映寫は五月三十一日讀賣講堂において、「隅田川」「ペロー」「メーデー」等を上映、第二回は六月十三日報知講堂において第一回と同じ映畫を上映、第三回は十一月二十二日より一週間築地小劇場において、「港灣労働者」「俺達の廣告」「アスファルトの道」を上映（「幸福」は中止された）

製作の方面で大きな仕事を残したものは東京支部であつた。同支部の本年中に於ける作品は上記公開映畫（「ペロー」は京都支部作品）の他「アサ太・プロキノ消費組合の巻」「プロキノ・ニュース第三・第四報」等では何れもプロキノの代表的作品である。

尙同盟は十一月配給部を確立せしめ、その第一回の活動として新潟地方に十二月約半月に亘る巡回映寫を行つた。

#### 四 日本プロレタリア美術家同盟

(P・P)

P・Pの本年中に於ける主なる活動を列記すれば、

一、P・P東京支部は産業労働調査所との共同主催で、四月十八日より東京新宿、市外大島町、大崎町、川崎市でプロレタリア統計展覽會を開催し、階級的統計作品、漫畫、ポスター等百餘點を出品

(中二十四點撤回)、開催中の五名の犠牲者を出したが一、六四〇人の入場者を動員し多大の成功を収めた。

二、京都第二回プロレタリア美術展(京都支部主催)

五月四、五、六日の三日間京都商業會議所にて開催、本部統計作品及京都、大阪兩支部作品を陳列した。彈壓によつて五十餘點撤回を命ぜられたが、總期間を通じ一千人の入場者を收容した。

三、札幌第一回作品展(札幌支部)

五月二十日より三日間、本部統計作品並に札幌支部製作品百二十八點(撤回二十二點)出品、總入場者六千

四、プロレタリア美術夏期講習會

五月プロレタリア美術研究所と改稱した研究所は第一回カンパニヤとして七月三十日より十日間講習會を開催した。會員三十二名。

五、第三回プロレタリア美術展覽會

P・P主催の第三回美術展覽會は十一月二十五日より十二月十日迄東京上野美術協會内で開催された。出品二百三十點餘、本年は現ソヴェート作品複製繪ハガキが陳列されて異彩を放つた。二十四日検閲の結果高森氏作「被告會議」田村氏作「檢束」等繪畫三十五點、複製繪ハガキ十數點計五十餘點が撤回を命ぜられた。尙同盟の橋浦泰雄氏等五名は同盟を代表し、東京府美術館の借用を拒絶せる府知事に抗議した。

六、プロレタリア美術研究所設立(大阪)

P・P大阪支部は大阪市南區にプロレタリア美術研究所を新設し、十二月八日作家同盟、プロット、戦旗社等の代表者四十名参加の上開所式を舉行した。



## 五 日本プロレタリア音楽家同盟 (P・M)

ナツプ加盟團體中最も幼弱なものであるが、その活動として記録すべきは、プロキノ公開映寫の伴奏、六月十五日P・M主催の「プロレタリア音楽の夕」(於上野自治會館)、十一月九日作家同盟主催の「プロレタリア文藝講演會」への出演、その他合唱隊の爭議及び各種集會への參加進出等であらう。

### 第二節 勞農藝術家聯盟

ナツプと相對立してプロレタリア藝術運動に於ける一大王國をなす勞藝は、ナツプの活動が文學以外演劇、映畫、美術、音樂の全線に亘つてゐるのに反し、たゞ創作と「文戰劇場」による演劇とにその活動の範圍を限られてゐる。

創作の方面に於いては機關紙『文戰』(『文藝戰線』改題)に據る前田河、葉山、金子、細田、岩藤、平林氏等所謂文壇に確固たる地位を占むる作家群を擁し、その政治的見解の當然の歸結として之等の作家の作品は多分に社會民主主義的色彩を帯びてゐると云はれてはゐるが、勞藝一派の活動はブルジョア文藝にとつて一大脅威であると云ふ事が出来る。本年もそれ等の人々の活躍、殊に「勞藝」の提唱せる文藝作品共同製作の試みは一般の注目を惹いた。

しかし本年下半期には内紛と動搖に苦しみ、遂には分裂の

苦澁を味ふに至つた。分裂に至る經過の大様を略記すれば、先づ本年六月第一次の戰列の破綻が來た。即ち作家岩藤雪夫の『改造』六月號所載の「訓令工事」代作問題を契機として、非幹部派たる小堀甚二氏等は立つてブルジョア・ジャーナリズムに毒されつゝある幹部派を糾弾し、幹部・非幹部兩派の對立抗爭に分裂の危機を始むに至つた。六月十三日の聯盟委員會で兩派の妥協なつて大分裂の危機は去つたが二十七日平林たい子、長谷川進、今村恒夫の三氏は聲明を發して脱退した。内部の動搖はその後もおさまらなかつたが果然十一月四日「文戰劇場」員三十一名は「勞藝」幹部に對する反感より「勞藝」を脱退し、真正コムニズム演劇運動を標榜して「無産者劇場」を創立、プロットと提携して活動を續ける事となつた。翌五日黒島傳治氏等六名も公然と「勞藝」の解體とその打倒を聲明して脱退した。残留派は直ちに脱退派を除名處分に附したが、脱退派はナツプを支持する「文戰打倒同盟」に迄結合し、機關紙『プロレタリア』を創刊して左への道を進む事となり、茲に傳統七年の「勞藝」は第二次の破綻により完全な分裂を見るに至つた。

## 第六章 婦人運動

前年度本年鑑に記したやうに我國の婦人運動は昭和二年を



境として一つの轉回期に入つた。そしてこの轉回期を特徴付けるものは、從來のブルジョアの既成婦人團體に對抗して無産階級を地盤として階級的イデオロギーの上に立つ無産婦人團體の發生とその著しい進出であつた。我婦人運動は、爾來、二大潮流に分れ、兩者は根本的に異なる方向へと發展しつつあるが、既成的婦人團體の活動は愈々精彩を缺ぐ一方であるやうに見受けられる。婦選獲得同盟の如き、婦人公民権を中心とする昨年度の運動の活潑なりしに比すれば、本年度はむしろ沈滞してゐたと云へよう。第二回普選に際しては、その運動を買収棄権の防止と婦人の政治教育とに集中し、選挙革正の宣傳を行つたに止まる。婦人参政同盟もまた選挙に際しては團體としては應援は行はずと選挙革正の標語をかゝげて一般的な宣傳を行つたに止まる。全關西婦人聯合會、東京聯合婦人會等は、從來主として宗教、教育、消費經濟等の非政治的領域に止まり單なる決議を繰返すに過ぎなかつたが、本年もまたさしたる發展を示さず、たゞ特別議會に際して多少の婦選獲得運動を行つたに止まる。但しその運動方法は微温極まるものであつた。

しかし乍ら、無産婦人團體の側にあつても亦本年度は左程見るべき發展を示してゐない。たゞ全協或は日本共産黨の指導下にある婦人の活動は可成り進展してゐるかに推察されるが、しかしそれは婦人團體として明確な存在を示してゐるわ

けではなく、またその活動自身その性質上殆んど捕捉し難い。現下、無産婦人團體の主要なるものとしては、昨年一月成立した無産婦人同盟と社會婦人同盟である。無産婦人同盟は舊日本勞農黨系の全國婦人同盟と舊無産大衆黨系の無産婦人同盟とが合同したもので、現在全國大衆黨系に屬してゐる。社會婦人同盟が社會民衆黨系であることは云ふまでもなく、むしろ同黨の婦人部の如き地位にあるものである。兩者の本年における活動は必しも活潑であるとは云へなかつた。而してその活動の狀況については第二部第二篇第五章に記載したのでこゝに繰り返へさない。

## 第七章 水平運動

水平運動も漸く數年來の沈滞状態を脱するに至つた。即ち長い間前進途上の障礙となつてゐた戦線内部に於ける「思想的」並に「感情的」對立が前年度全國大會に於て清算され實質的な戦線統一の實現を見るに至つてから再組織の機運が全国的に醸成されるに至つたのである。

不景氣の深刻化、手工業家内工業の、従つて從來の技術工の急激なる没落および産業合理化による失業者の激増等々は水平社特有の職業的没落を來らしめた。かゝる經濟的情勢は、水平社を從來の如き單なる「賤視觀念の糺彈」のため



の一次的運動組織體から、生活權の積極的奪還を目的とする全國的、恒久的な闘争體への再組織へと向はしめた。この再組織運動は本年四月の全國水平社第一回中央委員會が全國水平社規約を決定してその第一步を踏み出して以來全國各地に着々とその實績をあげた。かくて水平運動は漸く沈潜期を脱し新しき活氣を呈し始めたのである。

四月十四日第一回中央委員會で決定された全國水平社規約全文は左の通りである。

## 全國水平社規約

### 第一章 名稱

第一條 本團體を全國水平社と稱し總本部を大阪市に置く。

### 第二章 目的

第二條 本團體は本團體の綱領及規約に基き特殊部落民の完全なる解放を圖るを以つて目的とす。

### 第三章 構成

第三條 本團體は本團體の綱領規約を承認したる特殊部落民を以て構成す。

### 第四章 機關

#### 一、全國大會

第四條 全國大會は本團體の最高機會にして本團體の重要事項一切を審議す。

第五條 大會は大會代議員及中央委員、常任委員、常任書記を以て

## 第五部 第一篇 社會主義的運動

構成す。但し中央委員及び常任委員、常任書記は發言權のみを有す。

第六條 大會代議員は總本部維持費完納の支部より選出しその選出方法は中央委員會に於いて決定す。

第七條 大會は毎年一回中央委員會之を召集す。開會日時場所は中央委員會に於て發表す。但し中央委員會の必要と認めたる時、又は全國支部總數の三分の二以上の要求ありたる場合は臨時大會を開くことを要す。

第八條 大會議長及副議長は大會に於いて選舉し、大會書記及各種委員は議長之を任命す。

#### 二、中央委員會

第九條 中央委員會は全國大會より次期大會に至る最高の機關にして、大會の決議を執行し特に緊急を要する事項を審議執行す、但緊急事項の處理については次回大會の承認を要す。

第十條 中央委員會は全國大會に於て各府縣聯合會により一名宛選出されたる中央委員を以て構成し中央委員會議長一名を互選す

第十一條 中央委員に缺員を生じたるときは中央委員會の要求に依つてその聯合會より補缺選任す。

第十二條 中央委員會は必要に應じ中央委員會議長之を召集す。但し中央委員三分の二以上又は常任委員會の要求ありたる場合は中央委員會議長は直ちに之を召集することを要す。

第十三條 中央委員會議長は必要に應じ擴大中央委員會を召集することを得。

#### 三、常任委員會



第十四條 常任委員會は本團體の常務の執行機關にして中央委員會の決定事項及緊急事項を處理す。但し緊急事項の處理については次期中央委員會の承認を経るを要す。

第十五條 常任委員會は中央委員會に於て選出したる常任委員若干名を以て構成す。

#### 四、専門部

第十六條 中央委員會は活動の補助機關としてその統制の下に左の専門部を置き、部長及部員を任免す。但し部長は常任委員をもつて之に充つるものとす。

イ、庶務部

ロ、組織宣傳部

ハ、政治部

ニ、教育出版部

ホ、調査部

ヘ、財政部

ト、機關紙部

各部の細則は別に之を定む。

#### 五、特別委員會

第十七條 地方的特殊事件の發生したる場合は總本部統制の下に當該支部委員、中央委員及常任委員を以て特別委員會を組織す。

第十八條 特別委員會は該事件に關して必要と認めたる場合は臨時中央委員會の開催を要求することを得。

第十九條 特別委員會は該事件の終了したるときは直ちに解體するものとす。

#### 第五章 役員

第二十條 本團體に左の役員を置く。

イ、中央委員會議長 一名  
ロ、中央委員 若干名  
ハ、常任委員 若干名  
ニ、常任書記 若干名  
ホ、専門部員 若干名

第二十一條 中央委員會議長は本團體を代表し本團體の總務を監督す。

第二十二條 常任委員は各事務を分擔處理し常任書記は常任委員會に附屬す。専門部員は各部署に従事す。

#### 第六章 組織

第二十三條 支部を組織せんとする時は規定の維持費を納入し支部規則、同人名簿及代表者を直ちに當該府縣聯合會及總本部に報告しその承認を要す。

第二十四條 同一府縣内に五箇以上の支部ある場合は府縣聯合會を組織し、得ざる場合は近隣府縣と合同して一聯合會を組織するものとす。前項以外の場合と雖も中央委員會の特別の承認を得たる場合は此の限りに非ず。

第二十五條 府縣聯合會は總本部の統制の下に所屬支部の行動を統一し共通の事項及事務を處理す。

#### 第七章 會計

第二十六條 本團體の經費は所屬支部より徵集したる維持費を以て之に充てる。但しその負擔額は大會に於いて之を定む。又特に必要ある場合は中央委員會の決議に依り臨時徵集することを得。

#### 第八章 規律

第二十七條 中央委員會は本團體の趣旨に反し綱領、規約、決議に



違背し、不正行爲ありたる者を除名する事を得。

附 則

第二十八條 本規約の改正は大會に於いて出席代議員の三分の二以上の賛成を要す。

第二十九條 本規約は昭和五年四月十四日より實施す。

以上

一、大會その他

○地方大會 ▲長野縣支部聯合會第九回大會(二・三)於小諸郡村田 ▲長野縣水平社臨時大會(三・一二)於長野縣左久郡牛込町 ▲九州水平社第六回大會(三・一五)於福岡市紀念館、議事—組織變更の件、財政に關する件、政治部設置の件、役員改選の件、大會宣言發表の件 ▲岡山縣聯合大會(四・二〇)於岡山市衆樂館、議事—戰團的組織確立、融和團體排撃、救援部設置、運動方針決定其他 ▲大阪府聯合學生第一回大會(七・六)於大阪市西濱町榮第一小學校、議事—大會宣言發表の件(可)、財政部確立の件(可)、組織變更の件(可)、規約制定の件(法規委員一任)、役員改選の件(詮衡委員一任)、其他緊急動議三件(可)。大會スローガン—一、甦生第一回大會を死守せよ、一、奪はれたる生活權を奪還せよ、一、言論集會結社出版の自由獲得、一、帝國主義戰爭絕對反對、一、封建的身分制の廢止、一、全國の特殊部落民團結せよ、一、部落民の戰團的戰線統一 ▲同上擴大委員會(七・二〇)於姫路市 ▲同上大會(九・一〇) ▲山口縣聯合大會(一〇・一二)於小郡町、高森町及三田尻署の兩差別事件對策外十項目を決議。

第五部第一篇 社會主義的運動

○全國水平社中央委員會 第一回中央委員會(四・一四)於大阪市總本部、出席者十四名、議長阪本清一郎、協議事項—一、財政部確立に關する件(可)二、規約變更(可)三、略 四、政治鬭爭對策の件(可)イ、各聯合會並に支部はブルジョア政黨を絕對に排撃し凡ての鬭爭を政治鬭爭化する様務める ロ、總本部常任は關係政黨より離脱すること 五、機關紙確立の件(可)六、運動方針決定の件(草案作成の上次期中央委員會に於ける事)七、第九回大會の件(可)八、次期中央委員會の件(可)役員選舉(中央委員會議長 松本治一郎、全代理議長 阪本清一郎、常任委員 泉野外四名、常任書記 草野外二名)十、京都宇治署事件對策(可) ▲第二回中央委員會(一一・一)於大阪市總本部、出席者十四名、議長 阪本清一郎【議事】一、運動方針書起草に關する件 一、全國大會に關する件 一、擴大中央委員會に關する件 一、機關紙部確立の件 一、財政部確立の件 【動議】關東水平社青年聯盟の提唱による日本統一黨に對する態度を表明(絕對排撃の聲明書發表に決定)其他四件 ▲擴大中央委員會(一二・四)於大阪總本部【議事】一、全國大會に關する一切(A、運動方針書草案 B、財政部確立具體案 C、機關紙部確立具體案 D、宣言草案) 一、總本部事務所移轉の件

○第九回全國水平社大會(一二・五) 於大阪市天王寺公會堂、議長 阪本清一郎、書記長 草香一介、資格審査、豫算、法規、建議案、交渉の各委員選任の後各地方情勢報告、中央委員會經過報告等あつて議事に入つた。【議事】 一、運動方針書大綱に關する件 一、宣言發表に關する件(可)一、財政部確立に關する件(中央委員會附託)



一、機關紙部確立に關する件(可) 一、總本部移轉に關する件(可)  
 一、青年部設置の件(可) 【緊急動議】綱領一部改正の件其他四件

以上の議事全部の議案を了して第九回大會の幕を閉ぢんとせる時、書記長の檢束より官憲との亂闘となり數名の檢束者を出し、代議員、傍聽者は檢束者奪還のデモを行つて所轄惠美須署に殺倒した。

二、差別撤廢運動其他

本年度に於ける差別撤廢運動は單なる差別觀念の糺弾より差別觀念の社會的根據に向つての糺明に進んだのを特色とする。即ち個人的差別糺弾は政治的意義を有する差別事件の糺弾となり、糺弾闘争はブルジョア政治的機構への直接的闘争たるの色彩を多分に有するに至つた。此種の糺弾運動の中主要なるものは左の通りである。

▲京都府宇治署糺弾(三月)十日宇治署警部補中村善太郎の差別事件糺弾の爲め、全水平社京都府支部聯合は緊急委員會を開き對策を講じ、事實を確證せる後、總本部の應援の下に十三日より全國的に宇治署長糺弾の運動を起した。

▲豊橋十八聯隊の差別事件糺弾(四月)同聯隊附中佐渡邊篤の差別事件(十五日)に關し縣聯合會は緊急委員會を開き對策を議し、六名の委員を派し聯隊長を糺弾、聯隊側の屈服により二十一日勝利的に解決。同聯隊上等兵森某の差別事件(二十一日)並に之れを隊外に暴露せる社同人を嚴罰をもつて威嚇せる聯隊當局を糺弾、五月九日隊側の屈服により解決。

▲三重縣多氣郡佐奈村の差別事件糺弾、二三年前よりの共有地に關

する差別事件、大典共同餅搗差別事件、寺院に關する差別事件に關し縣聯合會は真相調査の後委員會の計畫に従ひ大會を開き一般民側に抗議文を提出して闘争したが、七月二十一日要求貫徹して解決。

▲岡山縣下厚生小學校差別訓導糺弾(九・四—一二・二二)岡山縣久米郡三保村厚生小學校訓導今井安夫が九月四日受持六年生兒童十二名を差別待遇せる事件に對し岡山縣聯錦織支部は同校兒童百十八名を六月より盟休せしめて學校及縣當局の責任を問ふた。縣當局者は何等解決策を講ぜず、却つて十一月五日未解決の儘校長並に差別訓導を轉任せしめたので事態は更に悪化するに至つた。縣聯美作協議會は更に組織を整へ軍資金を募集して縣當局糺弾の果敢な闘争を行つたが十二月八日縣特高課は加美署を總動員して闘争團本部を襲ひ幹部以下約六十名を檢束した。十二月二十二日縣學務課と交渉の結果、謝罪講演會の開催、盟休兒童教育費の有志間においての調達の二條件を貫徹して解決した。

▲福岡縣下の差別事件(十二月)福岡縣朝倉郡夜須村字吹田區民は全區二十戸に對し數年來極端なる差別待遇をなしつゝ、あつたが、十二月二十四日全水西田支部は區有財産の入會權に關する差別及其他の生活權に關する差別撤廢の目的を達する爲め左の手段をもつて闘争することを決議した。

一 兒童盟休 一、税金、區費及小作米不納 一、郷軍、青年團 其他一切の官僚團體より同盟脱退。

本年二月の總選舉に全國水平社より松本治一郎(福岡第二區)、上田音市(三重第二區)、三木靜次(岡山第一區)の諸氏が



立候補したが何れも當選するには至らなかつた。

## 第八章 植民地に於ける運動

### 第一節 朝鮮

朝鮮に於ける社會運動は大正十四年以降火曜會、北風會、M.L.黨、ソール青年會、上海系、勞働組合系等の各派に分裂し内部的抗争を續け、昭和三年秋のモスコウに於ける國際共產黨大會には各派が夫々代表を派遣し、朝鮮共產黨統一問題に關し鮮内共產黨の不統一を暴露したため國際共產黨支部たる事を否認せらるゝ如き有様であつたが、昭和二年七月再組織せられた安光泉等の第三次朝鮮共產黨は一民族一黨の單一主義を標榜してゐるし、昭和三年秋モスコウより歸鮮せる安相勳等によつて組織せられた第五次共產黨は明白に共產黨統一の旗幟を掲げるなど鮮内共產黨にも徐々に統一の曙光は輝き初めつゝある。

一方從來峻嚴を極めてゐた當局の彈壓は依然として朝鮮の運動の發展と戦線の統一とを阻止しつゝある。昭和三年には大正十五年の第二次大檢舉に次ぐ第三次、第四次の大檢舉が行はれ鮮内及内地に甦生しつゝあつた運動を艾除して了つた更にその後をうけて萌芽せる第五次共產黨は昨年六月の檢舉

によつて破壊せられた。かゝる數次の大檢舉と間斷なき追捕とによつて運動は凡ゆる困難の中に押し込められたが、尙地下に絶えざる精力をもつて躍動を續けつゝある事は否定し得ない。而も朝鮮に於ける解放運動は近來漸く少數インテリ層の秘密結社に據る策動から勞働者農民を先頭とする青年學生無産市民の大衆的闘争の方向に進められつゝある事をも見逃す事が出来ない。一昨年末より本年初頭にかけての第一次、第二次の全鮮學生騷擾事件、本年六月及び十二月に勃發せる間島に於ける共產主義者の暴動事件等にその傾向を明にうかゞひ知る事が出来る。以下昨年中に解禁となつた朝鮮の解放運動中主要のものを略記する。

#### ▲第三次朝鮮共產黨事件(M.L.黨)

本事件は大正十五年七月第二次共產黨大檢舉の後を受け後繼團體の組織を計策しつゝあつた殘黨員吳義善、高光洙等の一派は昭和二年二月京城に於いて一月會派其他の鮮内左翼各派を一丸として第三次共產黨を組織。同年十二月コンミンテルンの承認を受け昭和二年七月組織を完了。鮮内各道に道支部を、東京に日本部を、其他滿洲、上海に支部を設置し、鮮内には四十餘ヶ所にヤチエカを有し黨員二百名、高麗共產青年會員二百名計四百名を擁して一民族一黨主義をとつて鮮内に共產運動を展開せんとして昭和三年二月二日京城鐵路署によつて一齊檢舉されたものである。

同事件に主要なる役割をつとめた東亞日報編輯局長金俊淵等二十



七名の豫審は四年十月終結決定し上記二十七名は治安維持法違反として京城地方法院の公判に附せられ、本年六月二十五日以来五回に亘つて公判開廷、審理の結果八月三十日左の如く判決言渡があつた。

懲役六年 金俊淵、崔益翰、河弼濼、金聖源、姜東桂 ▲同五年六月  
 李樂東外五名 ▲同五年 金炳一外二名 ▲同四年 林炯日外一名  
 ▲同三年六月 姜炳昌外三名 ▲同三年 李仁秀外三名 ▲同二年 金昌洙外四名

#### ▲第四次朝鮮共產黨事件

昭和二年七月頃より全鮮的に活動して來た車今奉を中心とする高麗共產黨、高麗共產青年會の所謂第四次朝鮮共產黨は、昭和三年六月より京畿道を初め全鮮各地及び東京、京都、大阪に亘る前後四回の大檢舉により、黨員百四十三名起訴せられ、本年五月全部豫審終結、百三十二名が舊治安維持法違反として京城地方法院の公判に附せられた。

同事件の内容と稱せられるものを左に摘記すれば、

第一次共產黨事件以來活動を續けた林民鎬、安光泉等の殘黨幹部は昭和二年春頃より京城初め鮮内各地に潜入しヤチエーカを組織しその上に黨の基礎を再建すべく劃策しつゝあつたが同年末には京城光州、仁川等各地にヤチエーカを組織するに至り漸次黨の形態整ひ、昭和三年に入つて自然第四次共產黨の態容を備ふるに至つた。三年三月車今奉、金在明の加入、活動によつて黨勢を増した第四次共產黨は二月下旬京畿道高陽郡龍江面に於て全國大會を、三月中京城其他で三回中央執行委員會を開きて、黨の部署を決定（責任秘書 車

今奉、政治部長 安光泉、青年會責任秘書 金在明）、其他内地上海との連絡、鮮内各道幹部の入選、機關紙『大衆新聞』の件、第三インテルへの報告等々の諸件を決定、四月には民族運動テーゼ並に黨代表者を第三インテル大會に派遣の件を決議、六月闘争方針を協議、かくて漸く全鮮的活動に移らんとした時七月以降の大檢舉を見るに至つて組織を破壊せられたものである。尙第四次共產黨は昭和二年春東京に朴洛鐘を派して支部朝鮮共產黨日本總局及高麗共產青年會日本部を組織し在日本朝鮮労働總同盟、在日本朝鮮青年同盟、東京朝鮮労働組合等の赤化を計り大正三年秋二回の檢舉により東京、大阪、京都に於いて四十名檢舉せられた（本年鑑第五部第一編第三章第二節参照）

△右事件被告中昭和四年十一月二十日豫審決定せる趙紀勝等十三名の公判は四月京城地方法院にて開廷、六月十八日左の如き判決言渡があつた。

懲役五年 朴慶鎬外二名 ▲同四年 劉斗熙 ▲同二年（執行猶豫）  
 趙紀勝 ▲同一年半 韓一清外一名 ▲同一年 六名（一名執行猶豫）

△昭和五年三月二十六日豫審終結せる張弘相等十九名の公判は十月同地方法院にて開廷、十一月五日判決言渡。

懲役三年半 金桂林外一名 ▲同三年 張弘相外三名 ▲同二年半  
 宋二秀外五名 ▲同二年 沈鐘文外六名（以上十九名中六名は執行猶豫）

△昭和五年四月十七日豫審終結の金復鎮等十九名の公判は十一月開廷、同月二十八日判決言渡があつた。

△其他韓相鎬、金學根等四十三名の公判は十一月末より十二月に亘



り開廷、十二月二十二日判決言渡があつた。

懲役五年 金學根 ▲同三年六月 吳基周外一名 ▲同三年 六名  
▲同二年半 十二名 ▲同二年 二十二名(以上の中三名執行猶豫)  
尙首領格であつた車今奉、金在明の二名は豫審中死亡につき公訴  
權消滅棄却となつた。

### ▲第五次共産黨事件

第五次朝鮮共産黨の組織は、新義州ソウル派共産黨にて活躍し、  
一昨春の同黨檢舉を免れた李雲赫、および李駿烈、三年秋のコンミ  
ンテルン大會の決議せる朝鮮運動新テーゼを携へて四年二月に歸鮮  
せる安相勳等によつて劃策着手せられたもので、安其他は大典終了  
後より着々運動を進め、昨今二月京城に黨員集合の上黨中央機關を  
樹立、續いて共産青年會の再組織を完了すると同時に労働、農民、  
少年、婦人、學生、衡平等の各部門のテーゼを作成して各層赤化の  
方針を定めた。學生層の赤化は専ら共産青年會之を擔當し、各地學  
校に學生細胞を組織することによつて京城府内各學校に次第に黨勢  
を扶養する事が出来た。五月下旬京城において學生細胞代表大會を  
開き、黨は九月開催の朝鮮博覽會を期して學生を動員し、之を中心  
としてピラ撒きを騒擾にまで激化せしめる事を決議したが六月十六  
日の一齊檢舉によつて安相勳以下黨員約八十名を引拔かれ黨及び青  
年會の組織は破壊された。

共産青年會員印貞植以下十二名、共産黨員安相勳以下八名は治安  
維持法違反として起訴せられ、前者は七月後者は十二月夫々豫審終  
結、何れも有罪と決定し京城地方法院の公判に付せられる事となつ

た。

### ▲第二次學生擾騷事件

一昨年末の光州學生事件の餘波は各地學校に及び、全鮮の學生騷  
擾に擴大されたが、それも年末休校と彈壓によつて辛うじて表面上  
鎮靜に歸したかに見えてゐた。然るに新學期開始と共に再び光州事  
件犠牲者即時解放を要求して、白紙答案提出等の消極的戰術に再燃  
の兆を見せ、一月十五日には京城府内の徽文高普他十三校(女學校  
八)學生約一萬は一齊に教室を飛出し、市中になだれ出で、檢束者  
即時解放、奴隸教育一切廢止、植民地解放萬歳其他共産主義的スロ  
ーガンを掲げ、デモに移つた。鎮壓に向つた警官隊と隨所に衝突を  
生じたが夕刻に至つて一先づ鎮靜に歸した。此の日午後十時迄に檢  
舉された學生は四百六十八名に達した。この第二次學生騷擾事件は  
京城を皮切りに平壤(二十二日、二校、三百餘名デモ、七十四名檢  
束)を初め光州、新義州、釜山より忠北、同北、間島にまで波及し、  
第一次のものよりも遙かに廣範圍に及んだ。騷擾を起せる學校五十  
餘校、其他未然に發見して阻止されしもの二十數校に上つた。而し  
て今次の騷擾を組織的にリードせるグループは光州の全南青年聯盟  
及び之に附隨する校内讀書會醒進會、京城の高麗共産青年會及び之  
に屬する學校前衛同盟等の左翼諸團體であると云はれてゐる。  
京城に於ける被檢舉學生中三十五名は二月八日、叔他七名の女學  
生は二月十日夫々制令違反として起訴せられ、京城地方法院の公判  
に附せられ、學校別に審理されたが、六月、十二月の間に何れも懲  
役一年以下の刑を言渡された。



尙新幹會幹部許憲他五名は一昨年末光州學生事件を機會に之を全鮮大衆の民族運動に激化せんとして同年十二月九日京城にて秘密會合を開き、民衆大會の開催、示威運動の組織、光州學生事件の正體曝露及び拘禁學生の無條件釋放の二標語により民衆的輿論を喚起する、の三項を決議し、實行に移らんとせる矢先同月十四日檢舉起訴せられたが、京城地方法院の豫審の結果、本年九月六日何れも有罪と決定、保安法違反として同法院の公判に附せらるゝ事となつた。

同じく光州學生事件の際に上記新幹會一派と協力し黒幕として騒擾を擴大激成せしめる一方之を機會に共產主義運動を展開して檢舉された朝鮮共產青年會及び學生前衛同盟の車載貞他四十五名中十一名は京城地方法院の豫審の結果本年九月十三日有罪と決定し治安維持法違反として、他の十三名(學生)は保安法並に出版法違反として何れも公判に回付せられた。

右の共產青年會は第五回大檢舉の後を受けて昨年四月再組織せられたもので京城の青年團體を全部統一して中央青年同盟下に抱擁すると共に京城、光州其他の各學校に學生細胞を組織し、昨年七月以來學生赤化に努めつゝあつたもの。學生前衛同盟は第五次檢舉を免れた共產青年會員等によつて朝鮮學生共產黨として復活され、後學生前衛同盟と改稱して共產青年會と並んで全鮮各學校に細胞を組織し活動しつゝあつたものである。

## 第二節 臺灣

從來臺灣の社會運動に二分分野を劃してゐたものは臺灣民衆黨と臺灣文化協會とであつたが、本年は民衆黨の左翼が八

月に臺灣地方自治聯盟を組織して本年に於ける臺灣の運動に一波瀾を生ぜしめた。一九二七年一月の文化協會臨時大會における改組問題につき左右兩派の對立が尖鋭化し遂に蔣渭水蔡培火を頭目に頂く右派の脱退—臺灣民衆黨の組織となり、文化協會の指導権は完全に左翼の獨占するところとなつた。

かくて文化協會は臺灣無産階級の解放の旗幟を明にし工友協助會、農民組合の二大左翼組合を指導して華々しい活躍を續けた。しかし文協の活躍は此の年が頂上であつた。新竹騒擾事件(昭和二年)のため指導者を引抜かれてからは、引續く當局の彈壓と内紛とのために活動力を著しく減殺され、兩三年來その運動は沈潜状態にいれるかの觀があつた。本年においても當局のとれる高壓手段のために上半期には殆んど看るべき活動をなしてゐない。本年八月に入つて臺灣地方自治聯盟が成立するや文協は直ちに農民組合、左派工會と提携して「打倒自治聯盟與民衆黨」の運動を開始し、此所に漸く立直つたのであるが、當局の苛烈なる彈壓は協會をして次第に非合法的潜行戰術をとるの已むなきに到らしめつゝある。

一方全民解放を標榜する右派臺灣民衆黨は結成後急速に勢力を伸張し、政治運動に於ては地方自治制度完成の目的に向て巨歩を進め、勞働・農民運動においてはその傘下にある工友總聯盟、農民協會を指導して活動を續けた。本年に於ては先づ臺灣當局の阿片新特許に對する積極的反對運動から、地



方自治改革、減税等の運動によつて世人の注目を惹いた。然るに八月蔡培火を中心とする民衆黨の穩健派と云はれる右翼が臺灣地方自治聯盟を組織するに至つてからは、黨領袖蔡培火、楊肇嘉、蔡式穀をはじめ多數黨員の脱退、聯盟加入、加入者除名等の問題のために黨内に動搖を生ずるに至つた。

臺灣地方自治聯盟は上記蔡、楊を指導者として、完全なる地方自治の確立を第一目標として結成せられたもので、八月十七日聯盟發會式當時一千餘名の聯盟員と臺中、嘉義其他數ヶ所の支部とを有し、本年は未だ成立匆々のため何等看るべき活動をなしてゐないが、その成立するや文協その他の一般解放團體は一齊に打倒聯盟の運動を開始するに至り、該聯盟の成立は單に民衆黨内のみでなく本年に於ける臺灣の解放運動に一大波瀾を起したものと云ふ事が出来る。

左に資料の存するものにつき上記三解放團體の運動を摘記する。

一、臺灣文化協會の運動——文協中央委員會（於彰化、十二月五日）王敏川司會、議長陳崑崙、書記李明德、決議された重要事項は（一）全島代表大會開催（於彰化、一月五日）の件（二）反動分子林猷堂外一名除名の件（三）小商人爭議對策並借家人同盟の件（四）電燈料水道料減免の件（五）青年運動の件（六）特別活動隊設置の件（七）委員補選の件並會則及各部任務規定改修の件（八）打倒反動團體の件▲竹山支部は同地農民組合支部と共に九月二十二日より同地に於いて藥價

値下運動を開始した▲八月中旬臺灣地方自治聯盟成立後文協は左派工會及農民組合と共に「打倒聯盟與民衆黨」運動を開始した（一）同月十七日聯盟發會式當日全島文協支部は反對宣傳單を撒布した（二）文協豊原支部は九月六日自治聯盟及民衆黨との立合演說會を開催せんとしたが右二名の不参加のため農民組合と聯合して「打倒自治聯盟並民衆黨」講演會を開催した（三）文協、農民組合及其他左翼團體は十月二十三日文協本部に「打倒反動團體闘争委員會」を開き二十三日より羅東、高雄等二十餘個所で宣傳巡回講演をなすことを決定、二十三日より一ヶ月に亘り全島を巡回した（四）新竹支部は同地に打倒民衆黨講演會を開催（十一月二十日）した▲文協、農民組合、伍人報社、臺灣戰線社等の左翼團體の秘密計畫探知され揚克培以下十餘名臺北に於いて檢束せられた（十一月七日）▲十二月四日文協會員織本、農民組合員張玉蘭、其他農民五名臺南にて檢束された、原因不明▲二年前發行を中止せる文化協會機關紙「大衆時報」の復興創刊號「新臺灣大衆時報」（十二月發行）は當局の忌諱に觸れ十二月十四日販賣を禁止された。

二、臺灣民衆黨の運動——▲阿片新特許反對運動、臺灣民衆黨は昭和三年末發布の新阿片令（律令第三號）の特許吸飲主義に對し反對を聲明し、昨年十二月警務局長が新特許聲明書を出すや、直ちに聲明書取消を同局長、拓相、首相に要求し、一方本年一月二日ゼネバ國際聯盟本部宛に「日本政府が今回新たに臺灣人に阿片吸飲を特許するは人道上的問題たるのみならず國際條約違反なり。右政策の遂行に對し速かに阻止方を講ぜられたき」旨打電した。尙三月一日黨



の林獻堂、蔣渭水、蔡式毅氏等は來臺せる國際聯盟派遣極東阿片吸飲事情調査委員一行と會見し特許問題に關し反對意見を披瀝した▲地方自治運動——臺灣民衆黨は自治制問題に關し三月二十二日臺北本部に中央常務委員會を開き運動方針を議し、内地各政黨の後援要求、貴衆兩院、拓務省並に總督へ建議書の提出、全島各地に講演隊派遣等積極的運動をなす事に決定、右決定に基き六月二十日一萬三百六十四名連署の改革要求建議書を石塚總督に提出した▲臺灣議會請願——四月十二日臺灣議會請願書を在京中の蔡、楊兩氏に送付し議會に提出せしめた▲減稅運動——八月四日民衆黨は鐵道運賃の三割減、煙草、酒、食鹽等專賣品の二割減價、砂糖消費稅全廢、加作全廢の要求書を總督府に提出した▲議員官選制度反對運動——民衆黨は州市街庄協議會員官選の假制自治制を否認し、反對運動を続けつゝ、あつたが、十月一日の該議員改選期を控へ、九月四日の第十三回中央執行委員會の決議に従ひ、黨員たる議員に辭職勸告文を發した。然るに當局は反對を押切り舊制の儘十月一日新議員を任命發表した。民衆黨は新任の議員四名に對し更に辭職を勸告せる所二名は直ちに辭退して現制度否認の態度を表明した▲對地方自治聯盟の問題——民衆黨は地方自治聯盟の成立に際し、今春自治促進會組織計畫ありし當時中央執行委員會で決議した「黨員の黨外政治結社加入及其發起人となることを禁ず」るの態度を持續することに決定したが、九月四日高雄に開かれた第十二回中央執行委員會に於いて更に黨員の聯盟加入を禁止すると同時に、黨員の加入者には二週間の猶豫期間を限り其一方を脱退すべき事を促し、脱退せざる者は除名處分に付する旨決議した。十一月末右決議に基き加入者の第一次整

理を斷行し、十二月五日幹部蔡培火以下十八名の未脱者に對し除名處分を行つた▲第十二回中央執行委員會（九月四日、於高雄）議題（一）自治聯盟加入黨員處分問題（上掲）（二）臺灣自治問題（街庄議會員たる黨員に辭職を勸告）（三）日月潭工事に對する態度決定の問題（四）嘉南大圳灌漑問題▲中央常務委員會（十二月二十七、八日、於臺北本部）蔣渭水他五名出席來年二月開催の第五回大會を期し綱領政策及組織に大改修を加へるためその改造案を作成した。

三、臺灣地方自治聯盟の成立——今春三月末臺灣民衆黨の右派領袖楊肇嘉、蔡培火、蔡式毅、陳芳源の諸氏が中心となり、臺灣地方自治確立を目的とする自治促進會の組織を劃策し、黨内に動搖を引起しつゝ、あつたが、八月初旬臺南、臺中、臺北の各市に於いて夫々南、中、北部自治聯盟發起人會を開きたる後八月十七日午前臺中市に於いて全島發起人大會を開催、楊以下五十餘名の各地代表者出席の上（一）規約確定に關する件（二）聯盟員募集に關する件（三）運動方針確立に關する件を審議々決した。同日午後同所に舉行された發會式を了つて臺灣地方自治聯盟は完全なる政治結社として結成された發會式に於いては本部を臺中に置く事を決定し、また全島評議員八十六名、理事十五名、常務理事五名を選任したが常務理事及顧問氏名左の如し。

常務理事——蔡式毅、李良弼、楊肇嘉、劉明哲、李瑞雲。顧問——林獻堂、土屋達太郎

尙同日決議したる決議文は左の如くである。

一、現行地方自治制は臺灣の民度に適合せず時代思潮に逆行するものなり、本聯盟は其の改革の急務なるを認め即時に完全なる地方自治



制の實施を要求す」

かくして誕生せる臺灣地方自治聯盟は九月七日臺中に於いて第一回の全島評議員大會を開いた。出席者四十餘名議長楊肇嘉、議事——

- 一、擴大委員會設置の件
- 二、臺灣地方自治確立成案起草の件
- 三、運動方針及財政委員會設置の件其他一件

本年中に發會式をあげた聯盟支部は、員林、南投、埔里、鹿港、南屯、嘉義、臺中、屏東、臺南、草屯等の各支部である。聯盟員は發會式當時一千一百餘名ありと云はれてゐる。

## 第九章 社會主義的運動の取締及對策

政府は組閣以來言論結社集合の自治を高唱し、合法的運動の取締を緩和する旨機會ある毎に聲明し來つたが、事實は之に反してゐる。その左翼運動の取締は、本年度より特高警察費四十七萬圓の削減により特高網が縮小されたにも拘らず、その苛烈さに於ては前年と少しも變るところなく、本年も徹底的彈壓の方針が繼續された。本年にはまづ二月以後全國に亘つて日本共產黨の第三次の大檢舉が行はれた。この檢舉は黨員は云ふ迄もなく、一切のフラツクシヨン、資金提供者にまでおよび、所謂黨外廓に及ぶ破壊が企てられた。之に引續き官憲はその鋒先を殘黨員の掃滅および中央部と連絡なき地方的運動の抑壓に向け、各學校、官衙、工場、商店内に存在

する研究會、讀書會によつて目的遂行を企てたる者の峻嚴なる檢舉が行はれた。本年中(十二月十日現在)は治安維持法違反にて檢舉されしものの數は四二三名(内譯——共產黨員一三二△共產青年同盟 五二△目的遂行を企てた者 二〇五△資金供與 二八△檢舉後警察法違反に廻された者 六△計四二三)であつて、前年に比し八九名の増加である。此數字は重刑による威嚇および前年に引續く暴壓的取締も、地底より盛り上り來る鬱勃たる力を抑壓することの到底不可能であることを物語るものである。かくて本年は更に警視廳(五月)其他數縣警察部が私服警察官に自働拳銃、催淚拳銃を携帶せしむることによつて警察を武装せしむるに至つた。これが左翼運動彈壓の武器であることは當局自身の言明するところである(五・三「讀賣」五・三〇「同上」)。重刑をもつてする威嚇の無効果は一方に於いて警官武装を現出せしめたが、他方左翼運動防止の一手段として穩和的對策たる「思想善導」にも更に力を注がしめるに至つた。即ち本年は内務・文部兩省協同して、從來高等專門學校以上に限られた「善導」の範圍を下級學校に迄擴張すると同時に一般大衆の善導を企て、壯丁の思想調査、文部省主催にかゝる善導講習會の範圍擴大等をなすに至つた。今それ等の對策及び本年中に行はれた學生思想取締並に指導施設を概觀すれば左の如くである。

- 一、壯丁思想調査



文部省は一般青年の思想善導方策樹立に資するため本年度より壯丁検査の際思想調査を行ふこととなつた。本年度の調査区域は工業都市農漁村を含む三市十八町九十七ヶ村。調査人員總數八、五六一名にて本年度受驗壯丁總數の約一％に當る。調査項目は、多くは公民思想に關するもので、自己の欲する生活理想、代議士選舉候補者について最も重要と考ふる點、現住市町村の自治に對する感想、労働、小作爭議に對する態度、納税理由等々四十項に亘る本年度の調査は七月末終了した。明年度よりは調査施行地の範圍を更に擴張し漸次全國的に調査を進めて行く等。

## 二、思想善導講習會範圍擴大

文部省は一般大衆の思想尖鋭化激成の情勢に鑑み、本年度の善導講習會の範圍を擴大するに決し十月三日左の加き實施要項を發表した。

### 長期講習會

一、開催地及開期(一週間) 東京市(昭和六年一月) △仙臺市(五年十一月) △京都市(同上) △福岡市(同上)

一、講習科目 東洋思想、日本思想、近代思想、日本文化、國民道德、經濟、法律、哲學、倫理等

一、講師 各開催地所在帝大教授等

短期講習會——長期講習會に準じ全國に十ヶ所開催、期間大體五日前後

尙左翼諸團體より無産階級運動の對策なりとして非難されつゝあるものに「帝都非常變災時防護委員會」なるものがある。該委員會は

本年七月三十一日東京府廳で正式に創設されたもので、會長に永田東京市長を、顧問に東京警備司令官、警視總監、東京府知事等を推し非常變災に際しては府、市、警視廳、警備司令部が主體となり、郷軍、消防組、青年團其他を動員し、之等團體は更に府下市町村防護團を組織し、之を單位とする聯合體を組織し、東京市長が聯合團長となる仕組である。

## 三、學生思想取締並に善導施設

昨年度に於ける學生思想事件並に學校騒動の頻發、本年二月の京都學生共產黨事件の勃發は昨年來實施された多くの善導施設に對する高らかな嘲笑であつた。かくて文部當局は本年も、各學校當局者を屢々招致しては學生思想取締對策を協議せざるを得なかつた。文部當局の決定せる方策並に各學校當局者の協議によつて決定したる對策中重なるものは左の通りである。

(イ) 一月十三日文部省で審議の結果善導方策として左の如き施設を行ふ事に決した。

一、今日一部の學校に行はれつゝある指導教官制即ち訓育班制度を獎勵助長する事

一、特別講義制度を設け經濟、哲學、倫理、法律の各方面から思想並に社會問題に對し穩健な理解を與へかつ批判力を養ふ事

一、右に關聯してマルキシズムに關する講義を現在より更に擴めて行ひもつてその批判力を培養する事

一、學生生徒の環境をよくし例へば、就職、身上相談、健康相談



等を親切に行ひ学生会館等の如きを設ける事

一、学校内に於ける穩健な研究團體は出来るだけ奨励助長する事

一、體育を奨励する事

一、圖書の推薦制度を確立し穩健優良な圖書を推薦しこれを各學校に於て教官の参考に供しかつ研究資料となす事

一、左傾學生の外部連絡を嚴重に取締る事

一、學生の思想傾向を調査し、各學校間および各家庭間の連絡を緊密にする事

一、日本古有の民族精神國民精神を傳ふる圖書の刊行をなす事

一、學校教育に従事するものを努めて社會的に活動せしむる事

一、思想善導優良映畫の普及を計る事

一、社會教化團體の活動を促す事

一、中央教化團體、府縣聯合教化團體の活動を促し全國市町村にわたつて社會教化網を張る事

一、中央教化團體主催の下に全國一せいに教化運動を行ふ事

(ロ) 全國高等學校長會議(二月)にて文部省の善導施設に關する左の四方針につき協議の結果何れも來學年度(本年四月)より實施する事に決定した。

1、指導教官制度 2、特別講義制度 3、生徒の福利増進諸施設

4、校内に於ける生徒の穩健なる研究團體、修養團體等の事業及體育の奨励

(ハ) 昨年度より開始された左傾學生の帝大入學拒否を本年度に於いては一層嚴格に勵行する事に決定し、全國高等學校學生監が左傾學生黒表を作製し各大學に内申することとなり、二月二十五日五帝

大、各高校學生主事は之に關する打合せを行つた。

(ニ) 全國高等學校長會議(六月)にて△學校新聞の禁止△選手制度の存続△寮自治制の制限△生徒大會、級代表會議の否認△校友會の入會強制等を可決し、文部當局は之に對し同意を與へた。尙文部省當局は同會議の決議申合せを基礎とし學生紛擾防止の新方針を樹立する事となつた。

その具體策の内容と稱せられるもの左の如し。

指導教官制の實施△教授保證人制度の實施△マルキシズムの批判並に東洋精神に關する特別講義の實施△學生部豫算を増加して關係官の増員及特派官の設置を實施し且生徒主事施設を充實し、學生部との連絡を密ならしむ△生徒處分に關する劃一主義の廢止。

更に學生部は頻發せる盟休事件の實情を調査せる結果その對策として既定の嚴罰主義の方針で進む事に決し、盟休事件を惹起せしめた生徒は斷然放校、停學等の處分に附し、不穩分子一掃主義を徹底せしむる様七月各學校に通牒を發した。

(ホ) 六月文部省が善導用として翻譯出版の上各方面に頒布する事に決定せる歐米におけるマルクス主義批判の「權威ある著書」は左の如し。

アンリ・ドゥ・マン『社會主義心理學』△エ・デイー・リンゼイ

『カアル・マルクス資本論略解』△ハロルド・ヂュー・ラスキ『共產主義一八三一年——一九二七年』△カアル・ムーズ『反マルクス第

一卷』△ツガンバラノウスキ『マルクス主義の理論的基礎』

(ヘ) 學生主事の思想講習會開催、文部省は大學高等專門學校の學生主事善導のため七月一日より一週間東京に於いて思想講習會を開



催した。

(ト) 官公私立を通じての全般的學校思想警察機關を完備するため公立大學の學生監を學生主事に改め、公立高等諸學校に生徒主事を新設することとなり、十月七日の閣議で公立學校、公立大學職員制俸給令の改正が決定された。

(チ) 文部省主催二四私立大學の學生監並に生徒主事の學生思想問題對策協議會(十二月)に於て左の諸件の實行を申合せた。

校規の振作、精神教育の作興△組織經營の完備△學生左翼運動に對する處置の周到嚴正とその趣旨の徹底△學生々徒の指導訓育機關の整備△各大學間その他必要なる方面との連絡△指導訓育施設の充實△思想問題に關する中正穩健なる知識の涵養△思想問題に關する學問的研究の振作△學生生徒の生活を良好ならしむる施設の充實△學生生徒の自立自主の氣風の作興。その他學生左傾運動及び學校騒動に對する處置を協議したが何等具體的對策なきもの、如くである。

(リ) 中等學生の思想善導施設並に取締對策 本年二月文部省は各府縣に中等學校生徒の思想善導のため一層留意すべき旨通牒すると同時に取締に關する具體案の申達を求めたが、本年行はれた對策は大略次の如きものであつた。

修身、倫理教育の實際化、具體化△文部省にて中初等教育關係者の思想講習會の開催△校長、教員の嚴選△生徒の左翼圖書耽讀傾向に對する取締△中等學校生徒の思想調査並に指導經費三萬圓を新規要求として六年度豫算に計上。  
尙其他五帝大總長思想問題懇談會(四月)、文部省の學生思想問題協議會(九月)、二四私立五大學總長の學生思想問題協議會(十二月)等に於いても夫々對策が協議されたが、何れも具體的成案を得るに至らなかつた。

## 第二篇 反社會主義運動

### 第一章 青年團

#### 一 青年訓練所

昭和四年度の全國における青年訓練所の狀況は左の如くである(文部省調)。(昭和五年四月末日現在)

	公立	私立	計
青年訓練所	二、九六四	一	二、九六五
小學校又は實業補習學校を訓練所に充てたるもの	三、五三三	二七	三、五六〇
其他の場所に設けたるもの	一	一五	一五
合 計	二、九六五	二四	二、九八九

青年訓練所數

青年訓練所  
小學校又は實業補習學校を訓練所に充てたるもの  
其他の場所に設けたるもの  
合 計



職員數	指導員		學校教員	事務
	在郷軍人	その他		
一五、四〇一	四九、〇七七	三三三	一五、四〇一	三三三
三、五八二	一、七三八	八八〇	三、五八二	八八〇
八六、六三六	二、〇〇九	七九六	八六、六三六	二、〇〇九
一〇二、〇三八	二、三三二	二、三三二	一〇二、〇三八	二、三三二
九三六、五四	一八、〇七八	一、六九二	九三六、五四	一、六九二
九三、〇六三	一、六九二	九四、七五五	九三、〇六三	九四、七五五

全國青年訓練所數增減比較表

(文部省調)

種別	昭和二年一月末現在		昭和三年一月末現在		昭和四年四月末現在		昭和五年四月末現在		前年との比較増減(△)
	種別	生徒數	種別	生徒數	種別	生徒數	種別	生徒數	
公立青年訓練所	一五、六六七	一五、六〇六	一三、三三一	一三、三三一	一一、九六四	一一、九六四	△ 三六四		
充當實業補修學校	—	—	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	△ 二九一		
規定第八條ニ依ル學校	—	—	—	—	—	—	—		
小計	—	—	一五、五三三	一五、四七七	—	—	△ 六		
私立青年訓練所	一〇一	一七三	一七三	一九一	一五、七四四	一五、七〇一	△ 三三		
合計	一五、七六八	一五、七七八	一五、七四四	一五、七〇一	—	—	△ 三三		

青年訓練所生徒數累年比較表

(括弧内數字は前年との比較増減△)

年次	種別		生徒數	前年修了者數
	公立	私立		
昭和二年一月末現在	公立	私立	九六八、七〇七 (△二〇八、三七二)	一〇〇、八七五
	公立	私立	一三、二五六 (二、三五〇)	一、五八九
	合計	合計	九八二、九六三 (△二〇六、二九〇)	一〇二、四六四



昭和三年一月末現在	計		昭和四年四月末現在	計		昭和五年四月末現在	計	
	私立	公立		私立	公立		私立	公立
九三、四三(△四五、二九四)	一三、一四(△ 九三)	一一〇、五三( 九、六七)	九三、五七(△四五、三八六)	一三、一四(△ 九三)	一一〇、五三( 九、六七)	九三、五七(△四五、三八六)	一三、一四(△ 九三)	一一〇、五三( 九、六七)
九三、三三( 五、八七)	一五、〇〇( 一、八三)	一〇八、三三(△五、九〇)	九四、三三( 七、六五)	一五、〇〇( 一、八三)	一〇八、三三(△五、九〇)	九四、三三( 七、六五)	一五、〇〇( 一、八三)	一〇八、三三(△五、九〇)
九三、五四( 七、二八)	一八、〇八( 三、〇七)	一一一、六二(△二、五五)	九三、五四( 七、二八)	一八、〇八( 三、〇七)	一一一、六二(△二、五五)	九三、五四( 七、二八)	一八、〇八( 三、〇七)	一一一、六二(△二、五五)
九四、五二( 一〇、三六)	一九、〇〇( 三、〇七)	一一三、五二(△二、四七)	九四、五二( 一〇、三六)	一九、〇〇( 三、〇七)	一一三、五二(△二、四七)	九四、五二( 一〇、三六)	一九、〇〇( 三、〇七)	一一三、五二(△二、四七)

本年度に於ける訓練所概況は、右表の示す如く訓練所總數(充當實業補習學校を含む)は前年に比し四三の減少に止まつてゐるが、地方各町村の財政逼迫のため青年訓練所と補習學校とを併置すること困難となり、青訓所を廢止するもの續出し、本年度に於ける青年訓練所數は前年に比し三六四の激減となつてゐる。而も明年度豫算削減の結果文部省の青年訓練補助百萬圓は一割五分減の八十五萬圓に減額されてゐるから青訓所減少の傾向は明年度に於いて更に深化するであらう。

他方生徒數は前年に比し一〇、三六〇の増加を示してゐるが、修了者數は前年に比し一一、四二七の大減少である。減少率は昭和四年度五・四九%であつたが、本年は一躍一〇・七六%となつてゐるのである。青年訓練所のこの不成績に對し文部、陸軍兩當局は屢々その對策を協議した結果青訓修了

生の在營年限を更に短縮することによつて修了者の減少を防止せんとするに決した。即ち現在の修了者に對する陸軍歩兵在營年限六ヶ月短縮の特典を陸軍各兵科及び海軍に擴張することとなり、先づ六月二八日公布、三〇日實施の青年訓練所修了者檢定規程(海軍省令)により海軍水兵及び機關兵の年限が二ヶ月短縮されることとなつた。陸軍特科兵に對する特典均霑も既に文部陸軍兩當局間に意見の一致を見たが、これと同時に青年訓練の義務制を施行せんとする意向ありと云はれてゐる。

## 二 大日本青年團

昨年度(昭和五年四月末現在)に於ける男子青年團數は一六、二八九、正團員數は二、五七七、四二〇にて之を昭和四



年度のそれと比較すれば團體數において九三一、團員數においては一六二、四八三の減少となつてゐる。女子青年團は團體數一四、二五六、團員數一、六一六、六八四で、之亦團體數、團員數ともに昨年より減少してゐる。(文部省調査)

## 第二章 國粹團體

本年中に創立された國粹團體は左の通りである。

▲日本統一黨 十月二三日、茨城縣太田町に於いて東毛三郡の水平社員其他關東各地の有志代表者約四千名集合結黨式を擧げた。

▲立憲愛國會 十月二六日、名古屋市公會堂に於いて發會式を擧行し、主義綱領朗讀の後井上初太郎氏を會長に、床次竹次郎氏を總裁に、頭山滿、内田良平、井戸川辰三等の諸氏を顧問に夫々推薦すると同時に役員を選任した。同日可決された決議、宣言は左の如し。

決議——不景氣打開並に失業救済の徹底を期す。

宣言——神武天皇建國の意を奉戴し三千年來の正義道德を嚴守し

立憲政治の徹底を期す。

▲佛敎新進聯盟 六月二十三日、津市縣會議事堂にて結黨式を擧げた。

▲大日本生産黨 黑龍會内田良平氏の主唱により、大日本生

産黨では本年六月頃より創立準備を進めつゝあつたが關西支部では七月五日大阪中央公會堂において大阪地方の發起人百五十名出席の上創立準備發起人會を開いた。次いで東京に於いて全國準備委員會を開きたる後十一月結黨式をあげる豫定であつたが、本年中には未だその運びには至らなかつた。

▲愛國大衆黨 昨年十一月東京に第一回準備委員會を開いた愛國大衆黨では一月末神戸支部を設置した。

其他約九十に上る既成國粹團體中重きをなすものは大日本國粹會、建國會、黑龍會、國本社等であらう(主要團體の主義綱領等詳細は昭和四年版本年鑑本章参照)

右のうち黑龍會は本年十二月創立滿三十年を迎へ、三日靖國神社において同會先輩故人並に故人同志約三百五十名の招魂慰靈祭を執行した。

建國會はメーデー當日の反對デモ、特別議會最終日(五月十三日)議場に於けるビラ(失業者救済)撒き、財部全權歸朝當日(五月十九日)東京驛構内及び廣場に於ける、五月二八日同所に於ける財部海相排撃ビラ撒き等によつてその存在を明にした。

尙ロンドン條約による軍縮反對は各國粹團體によつて一齊に行はれ、財部全權の歸朝を機とし、諸所に此種團體員による「軍縮反對、海相排撃」のビラが撒布された。

十一月十四日には右傾團體愛國社員佐郷屋留雄が東京驛に



て濱口首相を狙撃して一躍同社の名を高からしめた。同事件に關し愛國社團長岩田他一名も共犯として起訴された。昨年三月五日舊勞農黨代議士山本宣治氏を刺殺せる七生義

團員黒田保久二は第一審判決（懲役十二年）を不服とし東京控訴院に控訴中であつたが、本年四月十九日前審通り懲役十二年の判決言渡があり、五月八日服罪下獄した。

### 國粹團體及反社會主義團體一覽

(團體名)	(事務所々在地)	(創立年月)	(主張及目的)	(出版物)	(幹部氏名)	(會員數)
國本社	東京市麴町區平河町六ノ二六	大二三・五〇	國體精華の發揚	國本	平沼騏一郎	
大日本國粹會	東京市麴町區土手三番町三〇番地	大八・二〇	皇室中心主義	國粹の日本	總裁 鈴木喜三郎 理事長 高橋光威 中安信三郎	二〇、二〇〇人
關東國粹會本部	東京市丸の内内幸町虎ノ門ビル	大二〇・二・三	皇室中心主義	會報	總裁 子爵 伊東祐弘 理事長 木田伊之助	
大阪國粹會本部	大阪市北區堂山町	大二・	皇室中心主義		野口榮次郎	
大和民勞會	東京府下上目黒町五七一	大二〇・二・二〇	思想善導 柔劍道獎勵	民勞、法律 世界	藤代 天放	三六、五〇〇人
皇光會	東京市	大九・	演藝による思想善導			
建國會	東京市外三河島町子ノ神七五	大二五・四・	天皇中心政治、建國理想實現	日本主義	理事長 頭山 滿 赤尾 敏	約三、〇〇〇人
國風會	東京市牛込區東五軒町一番地	大九・二・二	皇室中心主義 思想善導國力充實	世界國風大觀	上泉 德彌	約二、〇〇〇人
大東文化協會	東京市麴町區富士見町六ノ一六	大二三・二・二	東洋文化振興、國民精神涵養	大東文化	副會頭 山本悌二郎 學院總長 大津淳一郎	
大化會	東京市牛込區市ヶ谷加賀町二ノ五	大九・四・五	國家主義の高潮	急進	代表 荒牧 退助 幹事 岩田富美夫	二五、〇〇〇人

(會員數)  
當該團體の發表によるものである。



縱橫俱樂部	東京市外戸塚源兵衛二五	大三〇	思想善導政治教育宗教の向上	縱橫	森傳	二、八〇〇人
大日本護國團	東京市本所區吾妻橋二丁目二一	大三三・二二	國體擁護、思想善導	會 幹事長	片岡君惠 松本幸	五、〇〇〇人
行地社	東京市麻布區宮村町三四	大三四・三三	復古主義	日本	大川周明	約三、〇〇〇人
浪人社	東京市麴町區永田町二ノ八六	明四二・〇			頭山滿	
内治外交作振同盟	同	右昭三三・〇	思想、對支問題作振	同盟報	内田良平 田中弘之	
黑龍會	東京市赤坂區新町五ノ七	明三四・一・二三	内外政治の作振 アツア民族の振興	亞細亞時論 ゼ・エシアン・レビュー	内田良平	
新日本協會	東京市外淀橋町柏木九八	大二〇・五・一	思想善導、共存共榮	共存	山本悌二郎 今井龍三郎 赤神良讓 福原武	二、〇〇〇人
大正赤心團	東京市深川區久平町二ノ九	大六六・七一	皇室中心主義、國家社會主義	赤心	森健二 平垣定光	約三、五〇〇人
國士同盟會	東京市赤坂區青山南町六ノ八三	大二三・二・二二	天皇主義と世界革命	パンフレット	内藤順太郎	
大行社	東京市本郷區駒込千駄木町一五二	大二三・三・三	天皇中心、新興日本の建設	經濟社會	青水行之助	一、五〇〇人
愛國青年社	東京市本郷區蓬萊町六	明三三・八・二五	皇室中心、理想國家の建設	愛國の青年	岩谷直次郎	約三、〇〇〇人
大民俱樂部	東京市麴町區隼町二八	大五・〇	政治教育、宗教の淨化	大民	花田半助	
錦旗會	東京市牛込區喜久井町三四	昭二五・五・八	左右の精神的思想的夷狄の撲滅	日本思想	遠藤友四郎	
大日本皇道義會	東京市外千駄ヶ谷六五八	大七・七・七	武士道鼓吹		總裁 侯爵 山内豊景 會長 石井三郎	八〇〇人



大日本正義團	大阪市東淀川區豊中西通一ノ三〇	大七・二・二	道德本位、社會改造	正義時報	酒井榮藏	二〇、〇〇〇人
紫雲莊	東京市麴町區內幸町一ノ六	大二三・三	軍國主義、財團層懲	單行本	明井萬吉	二〇、〇〇〇人
青天會	東京市麴町區有樂町二ノ四	大二三・三・六	思想問題、及對策の研究	不定期刊物	赤池濃	三〇〇人
明德會	東京市芝區田村町六〇	昭二・三・二	反建國的思想ノ徹底的撲滅道義日本再建	明德論壇	鹽谷慶一郎	
一新社	東京市	昭二・五	不確定期刊	小冊子刊行	滿川龜太郎	
大日本殉國會	東京市小石川區音羽町	大五・二・二	國體宣揚、道義確定費用自辦	殉國	願問 頭山正篤 相談役 安岡正篤 會長 增井潤一郎	約一〇、〇〇〇人
修養團	東京府下千駄ヶ谷六六八	明三九・二・二	流汗鍛練、同胞相愛	向愛白汗	願問 森左衛門 會長 平沼一門 團長 蓮沼三	二〇、〇〇〇人
勤王聯盟	東京市四谷區南寺町四二	大二三・二・六	天皇中心主義、社會教化、民心作興	勤王	會長 菊池武夫 副會長 佐藤清勝 理事 鈴木勇	約二、五〇〇人
秋水會	東京市外代々木山谷一七	大二三・七			寺田稻治郎	
天業青年團	東京市下谷區櫻木町	大二三・一	日蓮主義救國	天業民報	田中智學	
恢弘會	東京市麴町區飯田町三丁目	大二三・四・三	時弊矯正、國民精神作興	恢弘	會長 男爵 大井成之 副會長 筑紫熊七 石橋市	陸軍將校を會員とす。
立憲大同聯盟	東京市麴町區內幸町一ノ五	大二四・〇・四	皇室中心主義、政界革新、社會改造	大同	代表 下澤秀夫	約五、〇〇〇人
國教宣明團	東京市外澁谷町猿樂三二	明三六・三	ユダヤ人陰謀防止、國教宣明		團長 酒井勝軍 幹事長 山内源治	



聖皇會	京都	明四四	皇祚を永からしめ 萬民を安からしめ	理事長 山崎伯爵 道瀬川正史
(全日本愛國同志會)	東京市麴町區一二ノ一四	昭二九・三	徹底的尊皇愛國共 産主義撲滅	「日本」新聞 味岡信太郎 高木清太郎
大統社	東京市小石川區水道端二 ノ六四 千葉縣東葛飾郡八幡町 (農業塾) 福岡縣遠賀郡芦屋町 (工業塾)	昭二・一	國體宣揚 亞細亞民族ノ大同 團結	大統代表 吉田三郎 八〇人
大日本國民思想善導會	東京市牛込區辨天町	大二三・一	國民精神善導	會長 武智德平
護皇會	東京市牛込區市ヶ谷富久 町一〇五	大二〇・二〇・三〇	歐米化思想排撃、大 和民族性發揚	會長 中山忠次約二、〇〇〇人
聖日本學會	東京市外原宿二三〇	大二三・七・三	知行合一	澤田五郎 田尻隼人 八五人
帝大七生社	東京市本郷區森川町富士 見館(松岡平一方)	大二四・二・二	至誠一貫、報國盡忠	主事 松岡平一
早大湖ノ會	東京市牛込區鶴卷町早稻 田大學構内	大二・三・四	日本精神擁護	會長 松岡村
大日本國輝會	東京市麴町區内幸町一ノ 六烏ビル	昭四・二〇・三	皇室中心主義	國輝 總裁子爵岩城隆德 會長肥田琢司 三三〇〇人
日本民衆黨	奈良市舟橋町江藤方			江藤源九郎
七生義國	東京市芝區松本町四四	昭三・八・〇	國體擁護、公德尊重	人民新報 總理木村清 七〇〇人
大日本生産黨	大阪市東區北濱二北濱ビ ル	昭六・六・六	大日本主義を以て國 家の經綸を行ふ	報國新聞 顧問頭山滿 總裁内田良平 一五、〇〇〇人
全日本愛國者共同 闘争協議會	東京市神田區錦町一ノ六	昭六・三・二〇	全日本の革命的愛國 團體の共同闘争及戰 線統一の促進	興民新聞 津久井龍雄 五、〇〇〇人



△行地社を中心に聖刃社、日本労働會、東興聯盟、國民戰線社、愛國無産青年同盟、急進愛國労働者聯盟、愛國大衆黨、日本國民黨、秋水會、黒龍會等の一部が加はりたるもの。早晚、大日本生産黨に合流を豫想しうるもの。

日本國民黨 東京市神田區錦町一ノ六

一國一家主義を建國精神とし、非國家的制度改革、道義的世

改造日本

寺田稻治郎  
八幡博堂

愛國大衆黨 東京市神田區錦町一ノ六

社會愛國主義

急進

矢野辰夫

急進愛國青年聯盟 東京市神田區美土代町四ノ二

青年日本主義

青年新聞

岡野忠弘

急進愛國労働者聯盟 同 右

御用スポーツの普及獎勵

前社會局長官

津久井龍雄

全日本青年同盟 東京市四谷區永住町三

大日本工場ス

大塚市民館内

吉田茂

日本統一黨 群馬縣太田町

大塚市民館内

大塚市民館内

柴田徳次郎  
山田悌一  
上塚司

極東聯盟協會 大阪市天王寺區河堀町三

國士養成、英才教育

大民新聞

古今堂綠陰

國士館 東京市外世田ヶ谷一、〇

同志糾合

委員長

水守龜之助

愛國勤勞黨 東京市

地方自治振興、道徳經濟ノ調和思想善導

斯民

水町袈裟六

養正義塾 大阪府下阪急寶塚線服部驛東

武道獎勵、武徳涵養

會報

副會長  
鈴木莊六  
田所美治

中央報徳會 東京市四谷區三光町八

思想善導、社會救濟

國粹之日本

蓮井繼太郎

大日本武徳會 京都市左京區岡崎平安神宮境内

運動

八七五〇人

二、四三、七七人

大日本奉公團 東京市麴町區土手三番町三〇

昭三三・二二

二、〇〇人



帝國文化協會

大二三

上村 藤若

中央乃木會

東京市赤坂區新坂町六三

大二三・六三

乃木將軍ノ誠烈顯揚  
國民道德向上

阪谷 芳郎  
一戸 兵衛  
坂本 俊篤  
白鳥 庫吉  
永田 秀次郎

二〇、〇〇〇人

日本青年修養會

大七

高野 清八郎

全國立憲青年同志會

東京市芝區白金三光町三〇八

新使命

高野 清八郎

立憲維新黨

東京市銀座通新橋博品館樓上

大二五・四二

政治の惟神化

維新

大和 茂樹

二、〇〇〇人

立憲安國黨

東京府下瀧ノ川上中里六

昭三

階級差別ノ解放運動

勝沼 藤助

二、〇〇〇人

日本弘道會

東京市神田區西小川町二ノ一

明九三

皇室中心主義

弘道

會長 伯爵 德川 達孝  
副會長 服部 宇之吉

約二〇、〇〇〇人

立正護國會

東京市下谷區谷中初音町四ノ二一

大九三

日蓮主義ノ光揚宣布

會長 麻次 竹二郎  
理事長 大塚 圭八

七、〇〇〇人

乃木講

東京市麴町區紀尾井町六ノ一六

大四

一戸 兵衛

希望社

東京府下西大久保四五八

大七・六二

社會ノ倫理化  
教育ノ生産化  
産業ノ教育化

希望の日本  
大希望  
大學徒  
かどやき  
エスぺラント  
國民教本

後藤 靜香

約二〇、〇〇〇人

有終會

東京市芝區榮町一三水交社構内

大二五・二四

海事思想涵養、軍事能率ノ増進

有終

理事長 有馬 良橘  
副理事長 海軍中將 松村 純一

海軍將校を會員とす

其他に皇國奉公會（名譽總裁公爵一條實孝、會長森岡幸作）皇國勤勞黨（東京）國粹大衆黨（大阪）洛北青年同盟（機關紙「日本主



義」同志社大學高商學生有志) 働く會(蜂田一步) 國本會(酒井日慎) 經國同志會(東京) 顯正顯國同盟(東京) 帝國同仁會(横田定雄) 斯道會(田邊賴真) 鐵道共敬會(安藤嶺丸) 大日本國光宣揚會(權藤傳次) 皇國人民協會(鎌刈豊太郎) 立憲愛國黨(井上初太郎) 明治會(田中智學) 全國修養會(東郷吉太郎) 奉仕會(佐藤哲太郎) 皇道會(北原種忠)等の諸團體がある。